目　　次

会期日程表 …… 1
陳情文書表 …… 2

第　１　号（６月１２日）
開会、散会の日時 …… 3
出席議員 …… 3
欠席議員 …… 3
地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 …… 3
事務局出席者 …… 3
議事日程 …… 4
開会及び開議の宣告 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会期の決定 …… 5
諸般の報告 …… 5
行政報告 …… 5
承認第１号の上程、説明 …… 6
承認第２号の上程、説明 …… 8
承認第３号の上程、説明 …… 9
承認第４号の上程、説明 …… 10
承認第５号の上程、説明 …… 11
承認第６号の上程、説明 …… 11
議案第２８号の上程、説明 …… 11
議案第２９号の上程、説明 …… 12
議案第３０号の上程、説明 …… 13
議案第３１号の上程、説明 …… 13
議案第３２号の上程、説明 …… 15
報告第５号の上程、報告 …… 15
報告第６号の上程、報告 …… 16
報告第７号の上程、報告 …… 16
散会の宣告 …… 17

第　２　号（６月１５日）
開議、散会の日時 …… 19
出席議員 …… 19
欠席議員 …… 19
地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 …… 19

事務局出席者 …… 19
議事日程 …… 20
開議の宣告 …… 21
一般質問 …… 21
　吉　浜　　覚　議員 …… 21
　宮　城　　貢　議員 …… 27
　大　山　美佐子　議員 …… 32
　大　城　佐　一　議員 …… 34
　宮　城　良　治　議員 …… 41
　安　里　重　和　議員 …… 45
　大　城　邦　彦　議員 …… 50
散会の宣告 …… 52

第　３　号（６月１６日）

開議、散会の日時 …… 53
出席議員 …… 53
欠席議員 …… 53
地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 …… 53
事務局出席者 …… 53
議事日程 …… 54
開議の宣告 …… 55
議案第３０号の訂正について …… 55
承認第１号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 …… 55
承認第２号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 …… 56
承認第３号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 …… 57
承認第４号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 …… 58
承認第５号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 …… 58
承認第６号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 …… 59
議案第２８号の質疑、委員会付託 …… 59
議案第２９号の質疑、委員会付託 …… 60
議案第３０号の質疑、委員会付託 …… 60
議案第３１号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 60
議案第３２号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 60
議案第３３号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 …… 61
諸般の報告 …… 62
散会の宣告 …… 62

第　４　号（６月１７日）

開議、閉会の日時 …… 63
出席議員 …… 63
欠席議員 …… 63
地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 …… 63
事務局出席者 …… 63
議事日程 …… 64
開議の宣告 …… 65
議案第２８号及び議案第２９号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 …… 65
議案第３０号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 …… 67
議案第３１号及び議案第３２号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 …… 68
陳情第５号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 …… 70
意見案第２号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 …… 71
意見案第３号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 …… 72
閉会の宣告 …… 74

署名議員 …… 74

令和２年第３回定例会会議録
（会期日程表）

開会　令和２年６月12日
会期６日間
閉会　令和２年６月17日

月　日	曜日	会議別	開議時間	日　　程
６月12日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告３件
６月13日	土	休　会		
６月14日	日	休　会		
６月15日	月	本会議	午前10時	一般質問
６月16日	火	本会議	午前10時	承認第１号～第６号質疑、委員会付託省略（即決） 議案第28号及び第29号質疑、総務常任委員会付託 議案第30号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第31号及び第32号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第33号提案説明、質疑、委員会付託省略（即決）
		委員会	午後１時30分	議案第28号及び第29号総務常任委員会（説明～採決）
		委員会	午後２時30分	議案第30号経済建設常任委員会（説明～採決） 陳情第５号経済建設常任委員会（検討～採決）
		委員会	午後３時30分	議案第31号及び第32号予算審査特別委員会 （説明～採決）
６月17日	水	委員会	午前10時	議会基本条例調査特別委員会
		本会議	午後２時	議案第28号及び第29号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第30号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第31号及び第32号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 陳情第５号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 意見書等の処理（閉会）

会期日数　６日間　　本会議日数　４日間　　委員会日数　２日間　　休会日数　２日間

陳　情　文　書　表

受理番号	受理年月日	件　　名	陳情者氏名	付託委員会
4	令和２年３月18日	首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情	首里城再建支援ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ県民絆の会 代表　入嵩西一歩	議員配布
5	令和２年５月26日	種苗法の改正に関する意見書提出についての陳情書	ﾘﾏ　ﾏﾃｳｽ　ｾｲｼﾞ　ｺﾇﾏ	経済建設常任委員会
6	令和２年５月28日	政府に消費税減税を求める意見書提出について(陳情)	安室　陽介	議員配布

令和２年第３回大宜味村議会定例会会議録

（第１号）令和２年６月12日

１．開会、散会の日時

開　　会（令和２年６月12日　午前10時00分）

散　　会（令和２年６月12日　午前10時48分）

２．出席議員（10名）

１番議員	大　城　佐　一	６番議員	大　城　邦　彦
２番議員	宮　城　良　治	７番議員	宮　城　　貢
３番議員	仲井間　宗　利	８番議員	吉　浜　　覚
４番議員	友　寄　景　善	９番議員	安　里　重　和
５番議員	大　山　美佐子	10番議員	平　良　嗣　男

３．欠席議員（０名）

な　　し

４．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村　　長	宮　城　功　光	教　育　長	米　須　邦　雄
副　村　長	島　袋　幸　俊	教育課長	宮　城　　豊
総務課長	知　念　和　史	農業委員会事務局長	花　田　義　徳
財務課長	真喜志　　亮	監査事務局長	大　嶺　　実
住民福祉課長	佐久川　紀　亮	選挙管理委員会書記長	知　念　和　史
企画観光課長兼プロジェクト推進室長	福　地　　亮		
産業振興課長	花　田　義　徳		
建設環境課長	新　城　　寛		
会計課長	宮　城　　敦		

５．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	大　嶺　　実	主　　任	前　田　　望

６．議事日程（第１号）

日程番号	事件番号	件　　名	摘　要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	承認第１号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）	提案説明
6	承認第２号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	提案説明
7	承認第３号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例の一部を改正する条例）	提案説明
8	承認第４号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例）	提案説明
9	承認第５号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第１号））	提案説明
10	承認第６号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第１号））	提案説明
11	議案第２８号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	提案説明
12	議案第２９号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
13	議案第３０号	大宜味村法定外公共物管理条例	提案説明
14	議案第３１号	令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第２号）	提案説明
15	議案第３２号	令和２年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）	提案説明
16	報告第５号	専決処分の報告について	報　告
17	報告第６号	繰越明許費繰越計算書の報告について	報　告
18	報告第７号	大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部変更について	報　告

◎開会及び開議の宣告

○　**議長（平良嗣男）**　起立、礼。おはようございます。

ただいまから令和２年第３回大宜味村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎会議録署名議員の指名

○　**議長（平良嗣男）**　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、７番　宮城　貢議員及び８番　吉浜　覚議員を指名します。

◎会期の決定

○　**議長（平良嗣男）**　日程第２　会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月17日までの６日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から６月17日までの６日間に決定しました。

◎諸般の報告

○　**議長（平良嗣男）**　日程第３　諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。なお、陳情第５号は、経済建設常任委員会に付託しましたから報告します。

次に地方自治法第235条の２第３項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しください。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○　**議長（平良嗣男）**　日程第４　行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　おはようございます。

令和２年６月定例会を招集しましたところ、全議員出席のもと開会できますことに対し感謝申し上げます。

それでは、３月以降の行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い総合的な対策を推進することを目的に３月６日に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、５月22日まで13回開催し、村民への感染を防ぐために対策を講じてきました。

３月７日に中学校、19日に小学校の卒業式がありましたが、コロナウイルスの影響で少ない人数での卒業式となりました。

４月１日にはこども園の開園をしています。

また、４月１日には北部市町村会副会長に就任いたしました。

４月10日には国頭行政事務組合議会において、組合管理者に就任いたしました。

５月７日に中学校、８日小学校の入学式があり、入学生と保護者のみで行っております。

その他、コロナウイルス対策のために多くの皆さんから対策製品の寄贈がありました。大変ありがとうございました。

その他につきましてはスケジュール表を御参照願います。なお、令和元年度に発注しました公共工事の入札結果表を配布しているので御参照願います。

以上で行政報告を終わります。

○　議長（平良嗣男）　これで行政報告を終わります。

◎承認第１号の上程、説明

○　議長（平良嗣男）　日程第５　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和２年６月12日提出

大宜味村長　宮城功光

なお、内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

○　議長（平良嗣男）　財務課長。

（真喜志　亮財務課長　登壇）

○　財務課長（真喜志　亮）　それでは、私のほうから補足して説明いたします。

今回、地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）が令和２年３月31日に公布されたことに伴いまして、大宜味村税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第１項の規定により同日付で専決処分としたところでございます。

そのため、地方自治法第179条第３項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

主な改正内容について御説明いたします。なお、適用条項の改正による条文の整理等、字句の削除、修正は省略させていただきます。また、今回、改元に対応する改正を行っておりますが、この改正につ

いても説明は省略させていただきます。

説明資料の新旧対照表で主な改正内容について御説明します。

説明資料の２ページをお開き下さい。

第24条第１項第２号は、個人住民税非課税措置について、「寡夫」を対象から除き、「ひとり親」を対象に追加する改正となります。関連して、第34条の２の改正も行っています。

施行期日は、令和３年１月１日からとなります。

次に説明資料の４ページをお開き下さい。

第36条の３の２、説明資料５ページの第36条の３の３の改正は、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする改正となります。

施行期日は、令和２年４月１日からとなります。

説明資料７ページをお開きください。

第54条第５項及び説明資料10ページの第74条の３は新設となっており、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題に対応する改正となっており、１点目に所有者の存在が不明である場合に現に所有している者、使用者等に対して課税できるよう適用範囲の拡大、２点目に現に所有している者（相続人等）の届出を制度化する改正となります。

施行期日は、令和２年４月１日からとなります。

次に説明資料の11ページをお開き下さい。

第94条第２項は、近年、紙巻きたばこに類似する軽量葉巻たばこの販売量が増加している中、紙巻きたばこと軽量葉巻たばこの課税の公平性の観点から軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、２段階で見直す改正となっています。

第１条改正については、施行期日令和２年10月１日、第２条改正については、令和３年10月１日となっています。

次に説明資料14ページをお開き下さい。

附則第３条の２は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う改正となります。

施行期日は、令和３年１月１日からとなります。

説明資料17ページをお開き下さい。

附則第８条第１項は、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例の適用期限を３年延長する改正となります。

施行期日は、令和２年４月１日からとなります。

次に説明資料27ページをお開き下さい。

附則第17条第１項は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設する改正となります。

施行期日は、土地基本台帳法等の一部を改正する法律施行の日の属する年の翌年の１月１日からとなります。

次に説明資料33ページをお開きください。

第31条第２項については、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う改正となります。

施行期日は、令和４年４月１日からとなります。

次に説明資料47ページをお開き下さい。

第３条改正として、第24条第１項２号の改正は、説明資料２ページの改正に関連して、平成31年条例第２号で改正を行った単身児童扶養者を個人村民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る改正となります。

施行期日は、令和２年４月１日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

◎承認第２号の上程、説明

○　**議長（平良嗣男）**　日程第６　承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　承認第２号　専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和２年６月12日提出

大宜味村長　宮城功光

なお、内容については、担当課長のほうから説明いたします。

○　**議長（平良嗣男）**　住民福祉課長。

（佐久川紀亮住民福祉課長　登壇）

○　**住民福祉課長（佐久川紀亮）**　それでは、補足説明を行います。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和２年３月31日に公布されたことに伴い、「大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を地方自治法第179条第１項の規定により専決処分とし、４月１日から施行したところでございます。

今回の条例の主な改正点は３点あります。

１点目の改正は課税限度額の見直しです。

第２条第２項ただし書中の基礎課税額の限度額及び第23条中の基礎課税額の限度額を「61万円」から「63万円」に、介護納付金課税額の限度額を「16万円」から「17万円」に引き上げる改定となります。

２点目は、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の見直しです。

第23条２号中の、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を「28万円」から「28万５千円」に、同条第３号中の、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を「51万円」から「52万円」に引き上げる改定となります。

３点目は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を定める附則第４項及び第５項の規定に、租税特別措置法の一部改正により新設された同法第35条の３第１項を引用条項として加えるものであります。

なお、この条例は、令和２年４月１日から施行となりますが、３点目の附則の改正については、令和３年１月１日から施行となります。

以上、説明を終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

◎承認第３号の上程、説明

○　**議長（平良嗣男）**　日程第７　承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　承認第３号　専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和２年６月12日提出

大宜味村長　宮城功光

なお、内容については、担当課長のほうから説明いたします。

○　**議長（平良嗣男）**　財務課長。

（真喜志　亮財務課長　登壇）

○　**財務課長（真喜志　亮）**　それでは、私のほうから補足して説明いたします。

今回、新型コロナウイルス感染症の税制特例として、地方税法等の一部を改正する法律が令和２年４月30日に公布されたことに伴いまして、大宜味村税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第１項の規定により令和２年５月１日付で専決処分としたところでございます。

そのため、地方自治法第179条第３項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

改正内容について説明資料の新旧対照表で御説明いたします。

説明資料の71ページをお開き下さい。

附則第10条の改正は、コロナの影響により収入が大幅に減少するなど、厳しい経営環境にある中小企業に対して、令和３年度課税の１年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置を行う改正及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に基づいて導入した資産に対する固定資産税の特例措置を定める改正となります。

施行期日は、公布の日からとなります。

次に附則第15条の２は、軽自動車税の環境性能割を非課税とする臨時的軽減の適用期限を６月延長する改正となります。

同じく施行期日は、公布の日からとなります。

説明資料の72ページをお開き下さい。

附則第24条は、収入が大幅に減少した場合において無担保かつ延滞金なしで１年間、徴収猶予できる特例を設ける改正となっています。

施行期日は、公布の日からとなります。

次に説明資料の73ページをお開き下さい。

附則第25条は、コロナの影響によりイベント等を中止した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への税制措置として、個人住民税の寄附控除の適用とする改正となります。

施行期日は、令和３年１月１日からとなります。

説明資料の74ページをお開き下さい。

附則第26条は、住宅ローン控除期間を拡充する改正となります。

施行期日は、令和３年１月１日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

◎承認第４号の上程、説明

○　議長（平良嗣男）　日程第８　承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　承認第４号　専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和２年６月12日提出

大宜味村長　宮城功光

なお、内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

○　議長（平良嗣男）　住民福祉課長。

（佐久川紀亮住民福祉課長　登壇）

○　住民福祉課長（佐久川紀亮）　それでは、補足説明を行います。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について、国が緊急的・特例的な措置としてその支給に係る費用の財政支援を実施する考えを示したことを踏まえ、本村において当該傷病手当金を支給する措置を直ちに講ずる必要があったため、「大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例」を地方自治法第179条第１項の規定により専決処分とし、５月１日から施行したところでございます。

具体的な内容としては、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる被保険者に対し、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日以後の労務に服することを予定していた期間について、１年６ヶ月を上限として、傷病手当金を支給しようとするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、説明を終わります。

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

◎承認第５号の上程、説明

○　議長（平良嗣男）　日程第９　承認第５号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第１号））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　承認第５号　専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和２年６月12日提出

大宜味村長　宮城功光

内容につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金及び特別定額給付金に係る予算措置を早急に行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第１項の規定により、５月１日に専決処分により歳入歳出補正を３億15,238千円行いましたので、地方自治法第179条第３項の規定により、本定例会で専決処分について報告を行い、承認を求めるものでございます。

ひとつよろしくお願いいたします。

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

◎承認第６号の上程、説明

○　議長（平良嗣男）　日程第10　承認第６号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第１号））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　承認第６号　専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和２年６月12日提出

大宜味村長　宮城功光

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について、国が緊急的・特例的な措置として、その支給に係る費用の財政支援を実施する考えを示したことを踏まえ、本村としても、傷病手当金の支給に対応するため、県支出金及び傷病手当金60万円を増額補正したものであります。

どうぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第２８号の上程、説明

○　議長（平良嗣男）　日程第11　議案第28号　大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第28号　大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和２年６月12日提出

大宜味村長　宮城功光

大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大宜味村国民健康保険税条例（昭和47年条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例）

14、令和２年２月１日から同年３月31日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和２年度分の保険税の減免の申請で新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項の新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対する第23条の３第２項の適用については、同項中「納期限前７日」とあるのは「令和３年３月31日」とする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行うにあたり、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、委員会のほうで詳しく説明させていただきたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第２９号の上程、説明

○　**議長（平良嗣男）**　日程第12　議案第29号　大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第29号　大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和２年６月12日提出

大宜味村長　宮城功光

大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大宜味村後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第10－２号）の一部を次のように改正する。

第２条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

(8) 広域連合条例附則第５条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

沖縄県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について、感染症対策の財政支援を実施することに伴い、大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容については、また詳しく委員会のほうで説明させていただきたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第３０号の上程、説明

○　**議長（平良嗣男）**　日程第13　議案第30号　大宜味村法定外公共物管理条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第30号　大宜味村法定外公共物管理条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和２年６月12日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第５条第１項第５号の規定に基づき、大宜味村法定外公共物管理条例を整備する必要があるため、この案を提出する。

内容については、担当課長より説明をいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　建設環境課長。

（新城　寛建設環境課長　登壇）

○　**建設環境課長（新城　寛）**　それでは議案第30号について補足説明をいたします。

提案理由にもございますように、国有財産特別措置法に基づき整備を行う条例となっております。

全体の構成といたしまして16条から構成されており、目的として他の法令及び条例に定めるもののほか、本村が所有する法定外公共物の管理及び使用に関し必要事項を定め、生活環境の保全を図り、公共の福祉増進に寄与することを目的としております。

１条から16条中、３条には行為の禁止、４条には行為の許可、５条には使用等の許可期間などを定めております。また、７条における使用料金等の徴収等については、別表による使用料金等を定めております。その他必要事項をその他の条で定めております。

附則として、施行期日は公布の日より行うこととし、経過措置を設け、本則４条の行為の許可申請処分が行われる間の処置についてうたっております。

なお、説明資料として、関係規則を提出しております。御参照ください。

詳細につきましては、委員会において御説明いたします。御審議のほどよろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第３１号の上程、説明

○　**議長（平良嗣男）**　日程第14　議案第31号　令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第31号　令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第２号）

令和２年度大宜味村の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,127万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,182万3,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

令和２年６月12日提出

大宜味村長　宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○　議長（平良嗣男）　副村長。

（島袋幸俊副村長　登壇）

○　副村長（島袋幸俊）　議案第31号　令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第２号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は、7,127万4,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書１ページをお開きください。

１款村税709万6,000円の増額ですが、固定資産税の増によるものです。

13款使用料及び手数料360万円の減額ですが、平南川便益施設使用料の減によるものです。

14款国庫支出金3,816万2,000円の増額ですが、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものです。

15款県支出金726万3,000円の増額ですが、主に公立学校情報機器整備費補助金によるものです。

16款財産収入205万3,000円の増額ですが、主に結の浜宅地分譲売払用地代によるものです。

18款繰入金70万9,000円の増額ですが、財政調整基金繰入れによるものです。

19款繰越金2,000万円を増額しております。

20款諸収入240万9,000円の減額ですが、主にコミュニティ助成金の減によるものです。

21款村債200万円の増額ですが、大宜味村新庁舎整備事業によるものです。

以上が歳入の主な概要です。

続きまして、歳出の主な概要を説明します。予算書３ページをお開きください。

今回は、人事異動等に伴う職員構成の変動等により増減が生ずることから、歳出全般にわたる職員人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

２款総務費3,099万7,000円の増額ですが、主なものとして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業、大宜味村国土強靱化地域計画策定業務によるものです。

４款衛生費571万6,000円の増額ですが、主なものとして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業及び沖縄振興特別推進交付金事業の組み替えによるものとなっております。

６款農林水産業費398万円の増額ですが、主なものとして、活性化センター管理費修繕によるものです。

７款商工費1,189万5,000円の増額ですが、主なものとして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業によるものです。

８款土木費264万1,000円の減額ですが、主なものとして、水源地域環境保全事業計画変更に伴う予算組み替えによるものです。

予算書４ページをお願いします。

10款教育費1,816万4,000円の増額ですが、主なものとして、小学校費及び中学校費の情報機器整備によるものです。

12款公債費48万1,000円の減額ですが、利率見直し方式の利率変更によるものです。

13款諸支出金1,190万6,000円の増額ですが、主なものとして、財政調整基金及び財産形成基金費によるものです。

14款予備費11万2,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要となっております。

５ページに地方債の補正を記載しています。限度額２億8,510万円から200万円増の２億8,710万円となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第３２号の上程、説明

○　議長（平良嗣男）　日程第15　議案第32号　令和２年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　議案第32号　令和２年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

令和２年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億5,697万5,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年６月12日提出

大宜味村長　宮城功光

内容につきましては、歳入で繰越金550万円の増額、歳出で主に一般管理費の単独事業委託料484万円の増額による補正となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第５号の上程、報告

○　議長（平良嗣男）　日程第16　報告第５号　専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　報告第５号　専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年６月12日提出

大宜味村長　宮城功光

よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで報告を終わります。

◎報告第６号の上程、報告

○　**議長（平良嗣男）**　日程第17　報告第６号　繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　報告第６号　繰越明許費繰越計算書の報告について

令和元年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第２項の規定により報告する。

令和２年６月12日提出

大宜味村長　宮城功光

よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで報告を終わります。

◎報告第７号の上程、報告

○　**議長（平良嗣男）**　日程第18　報告第７号　大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部変更についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　報告第７号　大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部変更について

戦略の期間、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度として、平成27年度に策定された大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略について、大宜味村総合計画策定条例（平成24年条例第１号）第７条の規定に基づき、大宜味村第５次総合計画前期基本計画（平成28年度～平成32年度（令和２年度））、大宜味村第５次総合計画後期基本計画（令和３年度～令和７年度）との整合を図るため、戦略の期間を平成27（2015）年度から令和２（2020）年度までとし、大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部を変更したので、大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年条例第24号）第４条の規定に基づき報告する。

令和２年６月12日提出

大宜味村長　宮城功光

よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで報告を終わります。

◎散会の宣告

○　**議長（平良嗣男）**　以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前１０時４８分）

令和２年第３回大宜味村議会定例会会議録

（第２号）令和２年６月15日

１．開議、散会の日時

開　　議（令和２年６月15日　午前10時00分）

散　　会（令和２年６月15日　午後２時35分）

２．出席議員（10名）

１番議員	大　城　佐　一	６番議員	大　城　邦　彦
２番議員	宮　城　良　治	７番議員	宮　城　　貢
３番議員	仲井間　宗　利	８番議員	吉　浜　　覚
４番議員	友　寄　景　善	９番議員	安　里　重　和
５番議員	大　山　美佐子	10番議員	平　良　嗣　男

３．欠席議員（０名）

な　　し

４．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村　　長	宮　城　功　光	教　育　長	米　須　邦　雄
副　村　長	島　袋　幸　俊	教育課長	宮　城　　豊
総務課長	知　念　和　史	農業委員会事務局長	花　田　義　徳
財務課長	真喜志　　亮	監査事務局長	大　嶺　　実
住民福祉課長	佐久川　紀　亮	選挙管理委員会書記長	知　念　和　史
企画観光課長兼プロジェクト推進室長	福　地　　亮		
産業振興課長	花　田　義　徳		
建設環境課長	新　城　　寛		
会計課長	宮　城　　敦		

５．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	大　嶺　　実	主　　任	前　田　　望

６．議事日程（第２号）

日程番号	事件番号	件　　名	摘　要
1		一般質問	

◎開議の宣告

○　議長（平良嗣男）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎一般質問

○　議長（平良嗣男）　日程第１　一般質問を行います。

令和２年６月定例会より、一般質問の質問方法は質問時間を25分で行います。今までは大宜味村議会会議規則質疑の回数第55条を準用して行いましたが、同条ただし書きで、特に議長の許可を得たときはこの限りではないと明記されていますので、25分以内での質問回数については、これを準用して質問回数制限を設けないこととします。

通告順により、発言を許します。

◇　吉　浜　　覚　議員

○　議長（平良嗣男）　初めに、８番　吉浜　覚議員の一般質問を行います。８番　吉浜　覚議員。

○　８番（吉浜　覚）　一般質問をしていきたいと思います。

まず１番目に、新型コロナウイルスの対策について。

質問の要旨、①新型コロナウイルスの本村での影響の現状は。

②感染の対策と経済損失を受けた方々にどのように対応するのか。

③安心、安全な元の生活を取り戻すためのめどをどのように捉えているのかを伺います。

２番目に、地域の生活・経済基盤の確立について。

質問の要旨、①「盛り上げよう！今こそわれらの県産品」を標語に７月から県産品奨励月間が始まる。また村商工会からも毎年のように村内企業を利用してほしいとの要望があるが、村内企業に対する請負や委託などの状況はどのようになっているのか。

②農協はこれまでに地域の農業をはじめ、金融、生活の支えとしてきました。過去に給油所の廃止や存続の問題もありました。現在、大宜味支店の廃止や、よりそいプラザへの移行の問題があり、村長や議会も農協に存続の要請をしているが、村としての農協大宜味支店の存続をどのように捉え、対応するのか伺います。

３つ目に、農業委員の選任について。

農業委員の選任について、現在の農業委員の選考で、農協推薦の方が選考で漏れたのは疑問である。どのような選考基準で選考したのか。次期農業委員もこれから選考に入るようですが、どのような方法で選考するのかお伺いします。

○　議長（平良嗣男）　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　お答えいたします。

１番目の①ですけれども、令和２年２月14日に、沖縄県における最初の新型コロナウイルス感染の患者が確認され、これまで142人の方が感染され、７人の方が亡くなられております。本村では、３月２

日に大宜味村新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止のため外出等の自粛、公共施設の休暇、小中学校の休校、各種イベントの中止等、対策を講じてまいりましたが、移動、外出自粛による影響は、教育、医療、雇用、中小企業、農業など多岐にわたるものと考えております。

②につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症による影響で、世界規模、日本国内、本村においても経済的損失を受けた方々が多く存在していることを承知しております。対応といたしましては、国の対策による持続化給付金など手続について、不十分ではあるかもしれませんが、相談業務の支援に努めさせていただいているところです。本議会補正予算への新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の事業として計上させていただいておりますが、今後も社会保険労務士の活用を行いながら、商工会とも連携をし相談業務の強化を図っていくことなどの事業を予定しています。

③については、今後は緊急事業措置を実施すべく、区域から解除されたことを受け、新しい生活様式の実践と定着に努めるなど、感染防止対策をしっかりと講じながら、社会経済活動の再開を進めていくことが重要であると考えます。村民の皆さんの命と健康を守ることを第一に、新型コロナウイルスに負けない社会経済活動の進展に向けて、関係団体等との連携を図りながら感染防止対策と経済、雇用対策を講じてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

２番目の質問の①、例年大宜味村商工会から地元産品を優先使用していただき、公共工事には地元企業を優先するよう要請がございます。111周年記念事業、毎年開催のイベント等の飲食につきましては、村内の事業所へ依頼し、公共事業についても令和元年度実績で工事において19件発注のうち17件、村内企業が受注をしております。委託につきましては、村内事業所の登録が少ないことから10件発注のうち１件、村内企業が受注しております。

②は、３月の定例会におきましてもお答えしたところでございますが、ＪＡ大宜味支店は、農家・組合員、地域住民にとって生産活動及び生活の拠点となっており、また本村におきましても指定金融機関として長年重要な役割を果たしていただいているところでございますので、今後も継続、存続していただきたいという思いで要請を行ってきたところでございます。また、ＪＡ大宜味支店の方からは、存続に向けての村に対する協力要請も来ており、現在、その内容を検討し、調整を行っているところでございます。

３番目の質問の①につきましては、農業委員会等に関する法律第８条、委員の任命などに基づき選考しております。また法律の選考基準を満たした上で、村独自で地域性なども配慮しております。次期農業委員の選考に関しても同様の方法で選考の予定をしております。

○　議長（平良嗣男）　８番　吉浜　覚議員。

○　８番（吉浜　覚）　コロナ対策の特別定額給付金が非常に早かったということで、村民の方から評価を受けております。しかし、通知文書は早かったけれども、そのころ、いろいろコロナ対策の自粛とかがあって、区長などに十分な連携が取れなかったんじゃないかと思っております。私が住んでいる喜如嘉では通知文書が届いていたので、区長が自発的に通知文書、通帳、保険証、印鑑を持参して公民館に来たらサポートをしますと放送しておりました。私も班長をしておりましたので、そのことを申し上げながらすぐ公民館に行ってサポートしてもらいたいということでしたけれども、村に聞いたら、そこまで追いつかなかったと。その後、対応したということでありました。確かにこの特別定額給付金については専決でやっているんですが、先ほどの社会保険労務士などの委託費などが今回６月議会で予算計上されております。このことについても国会で４月30日に、みんな予算が可決されているわけですから、

この10万円の給付金だけじゃなくて、それぞれ対応すべきだったんじゃないかなと思っております。それで専決じゃなくて、それも併せて具体的にどうしていくんだということを、村を網羅したような形を取るべきだと思っておりますが、隣村で聞きますと、やっぱり４月の段階でいろいろ村長が地域回りをして、どういう課題があるか、いろいろ付け足してさっきの労務士の話は４月時点で私も聞いておりました。それで村長はこの10万円の給付金以外に、村のどういうふうに影響を与えて、どういうふうに組み立てていくかというのを、地域でどういうふうに行動をとったか、一応お聞きしたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　村長。

○　村長（宮城功光）　村長としてどう行動したかということだと思いますけれども、その件については、私どもやっぱり自粛ということもあって、行動することはできませんでした。村の、毎週のコロナ対策の中でも、そういう話は、私は積極的にはやっておりません。

○　議長（平良嗣男）　８番　吉浜　覚議員。

○　８番（吉浜　覚）　さっきも言ったんですけれども、このコロナ緊急経済対策関連の事業で、ほとんど国では４月30日に議決しているわけですから、この10万円の給付金だけじゃなくて、全てを網羅したような体系のイメージができたと思うんですよ。そうしたら、６月定例会に今出されているものも、前に臨時議会でセットでできたんじゃないかと。私は感染を恐れる余りにも、やっぱりテレワークとかいろいろありますので、私もほかの関係であちこち農家を回ったら、農家の人たちは既に収入がないからと、借入れの手続を取っている。そうしたら私もこの10万円の給付金の件については、あなたたち公務員は収入減らないでしょうと。なぜあなたたちにもあげないといけないか。私たちは投資したもの全てがぱーになって、お金も入らなくて困っているんだよと。どういうふうに対応するのかと。それで持続化給付金があるので、農協や太陽の花とか、別のところにもいろいろ話をして、私もネットでやるけれども、電話も通じない。組織挙げて対応してもらいたい。この借入れするのはいずれ返さないといけないし、利息もあると。それでこの給付金は返さなくていい金だから、それを受け取って、また返済に充てればいいということで、先週、それをもらったということで電話がありました。そしてほかの民泊の人たちからも連絡があったんだけれども、もらっていると。だからそういうことでその事業所の人たちは危機感を持ってやっているんですが、村内のイメージとして、隣村の人たちは、これは首長は大変な問題だからということで情報収集しながら、組み立てて臨時議会で反映してやってきたというふうな話を聞いております。余りにも恐れるということで、この10万円だけが先行して、ほとんど民泊の人たちはもう手続が終わっているということを聞いているんですが、余りにも時期が遅かったんじゃないかなと。しかし、また工芸関係の人たちは、商工会とかに入っていない人たちがいて、まだきちんと対応できていないと。一応、手がけ始めているけれども、そういう人たちもいます。だから事前にそういうところと調整して、それで隣村は村長が議会にいろいろ相談して、議会から要請もあって、ある程度スムーズに国の事業と連携してやれているというふうな報告も聞いております。その辺は村長ほとんど入っていないというのは、村民の命、生活を守る意味でも姿勢として弱いと思います。これからも残された人たち連携して、独自の施策もやってほしいと思いますが、いかがですか。

○　議長（平良嗣男）　副村長。

○　副村長（島袋幸俊）　まず、吉浜議員が今の10万円の、全国民への給付、それと今3,737万2,000円ですかね、大宜味村の。それと一緒に臨時議会をやるべきだったんじゃないかという話でありました。しかし、全国民の10万円というのは４月30日に決定し、すぐ５月１日に予算を成立しています。それと

一緒にするということになると、５月の中旬になってきます。そうした場合、この10万円も果たして今、みんなに届いているのかどうかというのもわからない状況です。それでこの予算は決定したんですが、大宜味村へ幾らの配分なのかというのも、3,700万円余りの給付の決定もその後だったと思っております。10万円の給付の目的というのは、公務員だろうが、何であろうが、全国民へ給付して、そこの経済を動かしてもらいたいという10万円だと思っております。それで何かの対策をしてもらいたいということではないと思います。そういう意味で、全国民がこの10万円を使って、地域の活性化に、経済につなげてもらいたいという趣旨だと思っております。そして村当局としてもこの3,700万円について何の対策もしてないわけではないわけです。毎週開かれている対策本部の中でもそういう話はしているし、そして課長会、庁議の中でもどういうのが村民が困っているのか。どういうものがあるのかという、各課のヒアリング等をして今の事業を上げてきております。何の手当てもしていない、何の対策もしていない、そういうことではないと思います。やはり村長直々で各部落を回るというのは自粛の段階でそれができなかったということで、電話等で、また各事業所でどういうのが困っているのかというのも、担当課長等を中心に、そういうものをやってきております。

○　議長（平良嗣男）　８番　吉浜　覚議員。

○　８番（吉浜　覚）　副村長から答弁がありましたけれども、一緒にできないかというのは厳しいのであれば、一律の10万円については先にやって、また臨時議会でもやってもよかったんじゃないかと私は思っています。もう既に両方とも５月１日から感染防止対策に係る施策は執行されておりますので、この掌握できる時点で、６月議会まで待つ必要はなかったんじゃないかと思っています。それと、やっぱりこういう状態で、５月に区長会を持てなかったということもあるんですが、体育館とか広場でも、きちんとその趣旨を伝えるべきだったんじゃないかと。広間でやって。余りにも警戒し過ぎてどうだったかなと思っております。話し合いをするのかな。お互いも今こういうふうな感じでやっているけれども、距離を置いて、３密にならないような形の会議の持ち方もあったんじゃないかなと思っています。この件については、今副村長が言われたように、６月議会まで私は待つ必要もなかったと思っておりますので、遅れた分、前に10万円の分は早くて喜ばれておりますので、その辺をまた遅れを挽回して頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。次に入ります。

生活基盤の関係ですけれども、先ほど村内業者の委託とかいろいろありましたが、私が村内の業者の育成というのかな、企業の育成とか、そういうもので気になっているのは、確かに委託する業者もここでできないのもある。またできるものもあるんですが、できるものは極力やってほしいということを思っておりますけれども、私も前、村の職員でしたので、業者から私たちが委託できるからということで、させてくれということで依頼があって、受けた業者に空調のメンテナンスの件なんですけれども、このメンテナンスの件が村内の業者で入札して、落札してやっていたんですけれども、たまたま診療所に行ったらもとの業者がやっていて、何でそういうふうにやっているのかと。私もまた別件で太陽光の件が入ったんですけれども、村内業者がいなくてやむを得ず待っていたけど、やったら幽霊会社に受けさせてしまって、この間、この太陽光の温水器が故障してしまって、実際呼んだらヤールーが入ってきて、感電して止まっているだけだったんです。普通、電化製品、家庭の電気でもそれなりの企業が来たら1,000円でいいよという代物の対応ですが、実際かかったのは１万4,630円かかっています。だから、村内企業をいかにして育成していくかというのは大切なことだと思います。そういう意味でもさっき話した診療所等関係のもの、何で戻したか、やっていた業者もわからないというような状況でありますが、

その辺をなぜ戻したのか聞かせていただきたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　住民福祉課長。

○　**住民福祉課長（佐久川紀亮）**　お答えいたします。

診療所の空調についてですが、３月定例会のほうでも委員会でしたか、質問があった件だとは思いますが、４年前まで村内の業者が保守のほうを行っておりました。その前はまた村外の業者が行っていたんですが、その後ですね、やはり１つの村内の業者で幾つかの村内の施設の空調を任せるというのは荷が重いというか、何かあったときに対応できなかった場合に困るということで、部分的に村外業者のほうに変えさせていただいております。３月議会の後、吉浜議員からの御指摘もあったものですから、村内の業者のほうで保守ができないかということを調整したんですが、やっぱり予算の関係で、今年度については予算を超えているということもありまして、村内業者に変えることはできませんでした。今後、次年度以降については、またそちらも考慮しながら保守が村内業者でできるかというのも検討していきたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　８番　吉浜　覚議員。

○　**８番（吉浜　覚）**　今までの戻した件についても疑問に思うけど、検討していきたいという話でしたので、ぜひいい方向で進めていただきたいと思います。

それから農協の問題ですけれども、農協が、今村に協力要請を出していると。その検討している具体的な、主なものでよろしいですが、どういう要請があるのか話していただけませんか。

○　**議長（平良嗣男）**　会計課長。

○　**会計課長（宮城　敦）**　吉浜議員の質問にお答えします。

協力要請はどういう内容だったかと思うんですが、４点ございます。指定金融機関業務の委託手数料、２点目に事務取扱手数料、３点目に窓口収納手数料、４点目に庁内派出所の営業時間、この４点の見直しについて協力の要請となっております。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　８番　吉浜　覚議員。

○　**８番（吉浜　覚）**　考え方として、この４件について検討中だということでしたけれども、要するに店舗再編具体策という形で国頭、大宜味、東の農協が２つになるということで、１件はよりそいプラザとなっているんですけれども、令和３年度までに、１、信用共済店舗、２、よりそいプラザ機能店舗への再編を原則とする。ただし、令和３年度決算見込みで存続的な黒字が見込める店舗については再検討するとなっているんですが、それに基づいて村としてはどういう支援をしたら基本的にできるか。今、答弁できる段階で答弁をお願いしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　総務課長。

○　**総務課長（知念和史）**　今現在で報告できるところということでありましたが、この黒字に関しては、今わずかではありますが赤字ではなく黒字なんですね。今後も黒字を継続していくためにその要望でどれぐらい応えられるかということであります。黒字幅が小さいものをどこまで大きくできるかということでの要望であって、今現在、赤字から黒字に切り替えるものではないというところでありますので、やはり各県内支店がございますので、特に隣村、北部の状況を見ながら、村の予算としてどれぐらい対応できるのかというのも含めて、要望にどこまで応えられるかというのを村のほうでも考えながら、また農協とも調整してまいりたいと思っております

○　**議長（平良嗣男）**　８番　吉浜　覚議員。

○　８番（吉浜　覚）　４点の件、会計課長から説明があったんですけれども、引き落としの事務手数料が約1,000万円ぐらいあると言っているんですけれども、ほかの金融機関に引き落としをお願いしたら手数料がかかっているわけだから、当然払うべきものを払っていなくて、指定金融機関制度を取っているからと言うふうな、村の考えもあるはずだけれども、しかし、この大宜味支店に行ったときに、購買の部門も大変サービスが低下しております。そういう状況の中で、大宜味村がいかに支えていくかということも大切だと思いますので、ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。

それから最後の農業委員の選考についてですが、農業委員の選出について、これは農業委員会だよりなどで出されておりますけれども、どういうふうに農協に通知しているのか。農業委員会の選出が変わりましたということで、改正されたときには市町村長は任命に当たってあらかじめ地域の農業者、農業団体に候補者の推薦を求め公募を行います。推薦と公募の結果は公表が義務付けられ、市町村長にはこれを尊重することが求められていますとなっております。そういうことで、どういうふうに公募を行ったか具体的に、農協にはどういうふうに伝えたのか教えていただきたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○　産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳）　吉浜　覚議員の御質問にお答えします。

農協のほうに直接文書で依頼というものはやっておりません。平等、公平に幅広く周知をさせていただいております。例えば区長会のほうで２回、広報おおぎみで１回、農業委員会だよりで２回、防災無線や村のホームページ等で周知をしております。

○　議長（平良嗣男）　８番　吉浜　覚議員。

○　８番（吉浜　覚）　特別に文書でやっていないと。ただし、村の広報とか配布物については、区長を経由して全世帯に行っております。ただし、事業所には村はこれは出していないと思います。平等だと言っておりますが。そして、農協の支店長に聞くと何の依頼がないと。だからこの周知徹底、推薦を求めというのは広報をしているから平等だということを言っているけれども、決して平等になっていないわけです。そしてこの法改正する前にはちゃんと文書で推薦依頼を取っております。その辺が欠如されて、公募期間は５月いっぱいとなっていると思いますが、農協に聞いたら別途で６月にあるんじゃないかという関係でしたけれども、その辺の疎通がしっかりやられていないと思いますが、いかがですか。

○　議長（平良嗣男）　産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○　産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳）　吉浜　覚議員の質問にお答えします。

前回の公選制の場合は法律上、推薦依頼を出して、推薦した理事または組合員等の１人を選任しなければならないという形になっていたので、推薦依頼は上げさせてもらっております。今回の部分に関しましては、法律上にも農業者や農業者が組織する団体、その他の関係者に対して候補者の推薦を求めるという形で、多くの農業者には周知しています。そして団体のほうに、先ほど申しましたけれどもホームページ、それと防災無線等で周知はしております。

○　議長（平良嗣男）　８番　吉浜　覚議員。

○　８番（吉浜　覚）　先ほど平等だと言っていたけど、これが村民、農家の人たちは住所を有するところには行き渡るんですよ、基本的に区長経由で。その事業者は、ホームページを見なかったら、もう見なかったと。それは自己責任になるかもわかりませんけれども、ただし、うちの行政事務委託連絡の問題とかそういうことで平等になっていないと言っているんですよ、私が。だからあそこは別途で６月にあるんじゃないかということぐらいで思われていて、前回、農業委員の承認を求められたときに、あ

る議員から大丈夫かと、この若い委員だけでいいのかというふうに疑問視する声がありました。じゃあ、今回はもう締め切って、農協からは推薦がなかったということになっておりますか。

○　**議長（平良嗣男）**　副村長。

○　**副村長（島袋幸俊）**　今、公平にということですが、産業振興課長兼農業委員会事務局長が言っている公平というのは、農協以外にも農業団体はあります。そういうものを含めて公平にしているということを理解していただきたいと思います。農業委員会等に関する法律第８条のほうで、やはり今までの公選の、選挙で選ぶものと、そのあたり大きな違いが出てきています。年齢であるとか、性別であるとか、そういうのを公平にしていただきたいというのも、平等にしてもらいたいというのもあります。そういう意味で前回の選任もそういうふうにやっております。前回もこの議会の中でも５名、同意第３号から第７号までの５名、全て全会一致だったと思っております。そういう意味で議員の皆さんにも理解はされていたんじゃないかなと思っております。

○　**議長（平良嗣男）**　産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○　**産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳）**　募集期間に関しましては、５月末で締めておりますので、今後、選考のほうに入っていきたいと思っております。

○　**議長（平良嗣男）**　８番　吉浜　覚議員。

○　**８番（吉浜　覚）**　副村長からもいろいろあったんですけれども、農業共済とか、ここに事務所がないからどうかなと思っておりますけれども、関わっているのはやっぱりそういうところも、私は自己責任ということもあるが、誰一人も残さない世界の実現をということで、国連加盟の国は全会一致でそれを推奨しております。その意味でも、先ほど農協の存続の問題もありましたけれども、やっぱり大宜味村の中で一番大きな農業団体です。そこときちんと連携が取れていないと私は思っております。そういう連携を取る意味でも情報もきちんと平等にいっていなかったと私はさっき指摘しましたけれども、そういうことはこれからの大宜味村の農業をやっていく意味では連携すべきだったんじゃないかと。また公募の方法についても求めるということにはなっているんだけど、一般の住民や農家とは同じようにいっていないことを肝に銘じて、もう締め切ったから追加ということにはならないと思いますが、そういう事実があったということは踏まえて、今後、私が農協の存続の問題も話したんですけれども、農協の声が村に通常から反映できるようにやって、取り組んでいただきたいと思いますが、その件について答弁をお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○　**産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳）**　今後、ＪＡおきなわとも連携を図りながら、周知のほう、できるようであればやっていきたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で８番　吉浜　覚議員の一般質問を終わります。

◇　宮　城　　貢　議員

○　**議長（平良嗣男）**　次に７番　宮城貢議員の一般質問を許可します。７番　宮城　貢議員。

○　**７番（宮城　貢）**　一問一答で不慣れなところがあるかと思いますが、よろしくお願いします。

質問事項の１、コロナ対策について。質問の要旨、①村行政として今回のコロナウイルス問題による村民の生活状況はどのように把握して、村民からはどのような声があり、10万円の給付金はどう取り決めをしたか。

②村内の観光関連産業の現状把握について。

③大宜味村独自の施策、補正予算の取り組みについて。

質問事項の２、教育行政について。①田港・屋古アサギ事業の状況はどのようになっているのか。

②給付型奨学金の財源の確保について。企業版ふるさと納税の制度を提案したが、村長部局との現在の調整状況について。

③ＨＳＰ（ハイリー・センシティブ・パーソン）、人一倍繊細な人について知っていますか。また、学校現場ではどのように認識され、取り組んでいますか。教育長のほうに答弁をお願いいたします。

以上を伺います。

○　議長（平良嗣男）　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　お答えいたします。

①につきましては、観光業や農業等の収入減少を初め、外出自粛による運動不足や感染対策によるストレスの増加など、多岐にわたり影響があったと考えております。定額給付金の取り組みについては、一日も早く給付が行えるよう４月20日の閣議決定後、直ちに作業に取りかかり、５月１日に補正予算（第１号）を専決処分し、事業を実施してまいりました。

②につきましては、まずビジターセンターの状況でございますが、２月22日のグランドオープン直後から営業活動を自粛しながら続けていまして、道の駅機能を持ち合わせていること及び地域住民の最低限の生活必需品の提供を行わなければならないという責務もあることで全体閉鎖はなかったものの、カフェ、レストランやドームシアターなどの一部の閉鎖、また宿泊業などは３月末からはほぼ予約などがキャンセルとなるなど、厳しい状況にあることを伺っております。小売業などにおいても受け入れ方法、感染予防対策に追われ苦慮していたことの現状を理解しております。

③については、各課より上げられた15事業を今回の定例会にて一般会計補正予算（第２号）として提案をしております。

○　議長（平良嗣男）　教育長。

（米須邦雄教育長　登壇）

○　教育長（米須邦雄）　教育行政についてお答えいたします。

①の田港・屋古アサギの事業の状況ですが、４月１日に交付決定が下り、事業を進めている状況ですが、新型コロナウイルスの影響により、今事業に遅れが見られ、文化庁及び有識者への指導助言を仰いでいる状況です。当初予定しておりました塩屋湾のウンガミまでに完成予定でありましたが、今、厳しい状況にあります。したがいまして、今後はスケジュールを変更して、ウンガミの終了頃までには両アサギの実施設計を進めていく計画を考えております。

②の村長部局との調整状況についてですが、企業版ふるさと納税は、内閣府所管のまち・ひと・しごと創生給付活用事業で、これは村長部局のほうでもう既に検討されていることですので、教育委員会としましては給付の活用ができるのであれば、ぜひ活用させていただきたいと考えております。

③のＨＳＰ（ハイリー・センシティブ・パーソン）についてですが、これは現在のところ医学的に概念の科学的な妥当性は低く、定義も曖昧だと思われます。学校ではこれまで定義付けされてきました発達障害（ＡＤＨＤ）、アスペルガー症候群（ＡＳＤ）、学習障害等の児童生徒につきましては担任を初め、養護教諭及び先生の間で連携をして、情報を共有して生徒への対応を行っております。

○　**議長（平良嗣男）**　７番　宮城　貢議員。

○　**７番（宮城　貢）**　１番のコロナ対策ですね。村民のほうからの声というのは役場のほうに来ているかと思いますが、課として、課長の皆さんも来ていますので、各課として、村民のほうからの声というか、そういうのはどのようなことがあったのか、分かればお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　総務課長。

○　**総務課長（知念和史）**　お答えいたします。

今現在、総務課といたしましては、昨年度から村営団地を管理していることから、コロナの影響により離職された方の入居者の方々と家賃の減免、免除に向けての相談を受けているものがございます。先ほど村長のほうからも答弁がありましたが、今回の補正予算等で対策につきましてはいろいろ載せておりますので、そこら辺を見ていただきたいと思いますが、これは村に要望からの予算計上ではないんですが、コロナ状況下の中で台風等、災害等があった場合に、今現在、臨時の避難所として各公民館を指定していただいて、区長の皆さんには頑張っていただいていますが、やはり感染者等については県のほうでの対応になると思いますが、感染のおそれのある方につきましての対応といたしまして、防護服、隔離するテント等を今回の予算で計上させていただいております。総務課は以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　財務課長。

○　**財務課長（真喜志　亮）**　財務課としては税を担当しておりますので、村民のほうから数件ほどですが、税金の減免についての問い合わせはございました。実際、５月１日付で税条例の改正も行いまして、コロナに対する特例として納税の猶予というのを、条例の改正も行っておりまして、ホームページ等でも納税の猶予に対しての周知は行っているところです。ただ、今のところ納税の猶予を申請してきているところは、個人的には１件もございません。ただ、１企業が納税の猶予を申請しておりまして、そこを承認しているところです。財務課は以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○　**企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地　亮）**　企画観光課といたしまして、いろいろ村民の方から情報をもらいながら、また要望等を受けながらでありましたけれども、まず企画観光課の対応としましては、公園等を含めて、公共施設を多く管理させていただいております。その中で、また地域の子供たち、高齢者の多い部分でそういった方々をどうしても守っていかないといけないというところでの自粛行動の活動に努めさせていただきました。観光協会等と一緒になりながら取り組ませていただきました。

それとあと、村民の方々から持続化給付金の問い合わせが数件、私たちのほうで把握しているのが11件の問い合わせと、あと対応させていただいています、県の緊急支援金とかセーフティーネット関係の手続の方法であったりとかというものも、なかなかやっぱり不十分ではありますけれども、指導的なものをさせていただいたり、サポートできる体制支援のところの紹介を行ってきたところです。

あと地域のほうから経済的なもので、やはりサービス業のところがかなりコロナウイルスの対策について困っていると。特に消毒液とか、そういったものを買いたいけれども買うところがないとか、そういったことがありますので、今回の補正予算での計上を、支援できるようにということでやっております。

○　**議長（平良嗣男）**　住民福祉課長。

○　**住民福祉課長（佐久川紀亮）**　それでは住民福祉課のほうでは、まず最初に、このコロナの感染が

広がったときに、どういった症状があった場合に病院へ行ったほうがいいのかとか、どうすれば保健所なりのＰＣＲ検査が受けられるのかという問い合わせが最初の時期にありました。それからまた、感染が広がってきて、マスクとか消毒液が不足しているという情報を聞いて、そこも３月後半ぐらいにそういう話も聞こえてきたので、４月にすぐマスクの発注を行いまして、村民向けではないんですが、医療機関だとか社会福祉施設向けにマスクの提供を行っております。

それから定額給付金に関しては、この制度が国から発表されたと同時に、すぐいつごろ支給があるのかという問い合わせも多数ありましたので、その辺のお電話があった方にはいつ頃になりますというような情報提供などもしてきたところでございます。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○　**産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳）**　農林水産業関係では、コロナの影響を受けている花卉農家などから相談がありまして、国が実施している事業で持続化給付金などの活用の周知に努めております。

○　**議長（平良嗣男）**　建設環境課長。

○　**建設環境課長（新城　寛）**　建設環境課においては、下水道、水道料の使用料ですが、そこにつきましては、近隣市町村、関係機関等を確認しながらやったんですが、現状のまま、減免ということはやっておりません。

○　**議長（平良嗣男）**　副村長。

○　**副村長（島袋幸俊）**　予算審査特別委員会後で、そのあたりの細かい説明はしたいと思うんですが、令和２年度の当初予算にもマスクの購入等、そういうものも入っております。そのあたりも確認して、もう一度、このコロナ対策の予算のほうを見ていただきたいと思います。

各課調整した中で、今の補正となっておりますので、そのあたり当初も見て、確認していただきたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　７番　宮城　貢議員。

○　**７番（宮城　貢）**　ちょっとお聞きします。

10万円の給付金ですが、大宜味村の取り組みはかなり早かったという評価があります。最初の振り込みは５月だと思いますが、最初の振り込みと、もう１件、窓口での給付というのはあったかどうか伺います。

○　**議長（平良嗣男）**　住民福祉課長。

○　**住民福祉課長（佐久川紀亮）**　お答えいたします。

まず、郵送申請のほうは５月７日に村のほうから申請書の発送を行っておりまして、その後、11日から受付を開始しております。その11日に受付をした郵送申請の方と、５月１日からオンライン申請のほうも受け付けておりますので、そのオンライン申請された方々については、第１回目の支給日が５月15日から支給となっております。

窓口での給付は今のところないですね。全部振り込みとなっております。

○　**議長（平良嗣男）**　７番　宮城　貢議員。

○　**７番（宮城　貢）**　この10万円の給付金についての現在の状況、もう100％終わっているんですか。それをお聞きします。

○　**議長（平良嗣男）**　住民福祉課長。

○　**住民福祉課長（佐久川紀亮）**　お答えいたします。

先週金曜日現在になるんですが、95％の支給となっております。100％かということではあるんですが、受け取り拒否をされている方も現在１名おりまして、残りの方がどうなってくるのかというのは分からないんですが、なるべく早く、受け取りを希望される方には支給していきたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　７番　宮城　貢議員。

○　**７番（宮城　貢）**　質問要旨の②のほうの、村内の観光関連産業ですが、商工会、観光協会、指定管理をしているビジターセンター、塩屋小学校、津波小学校で、その関係の方。あとＮＰＯ法人おおぎみまるごとツーリズム関係があるんですが、そちらについての実態調査というか、どういうことなのか。そちらのほうからまた行政のほうに声が届いているのか、ちょっとお聞きします。

○　**議長（平良嗣男）**　企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○　**企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地　亮）**　お答えします。

まずビジターセンターのほうでございますが、経済的な損失というのは、これはしませんけれども、こちら村長のほうから答弁させていただいているものがあるんですが、２月22日グランドオープンのときからコロナウイルスの対応はさせられておりました。その後、自粛活動をしながら一部閉鎖というところで、特にドームシアターのところについては１カ月ほど全閉鎖させて、一緒に協議しながらしています。職員については、観光協会の職員としては出勤しながらコロナウイルスの対応を村民と一緒になって取り組んだという経緯がございます。またこのビジターセンターにつきましては道の駅の機能がありまして、どうしてもトイレを開けていかないといけないとか、駐車場を利用できるように、生活必需品ということでも対応しないといけないというところで頑張っていましたけれども、カフェレストランのほうが運営できないとかというところで、かなり損失があったということは伺っております。

また幾つかほかにも、ター滝のほうですね、今年度から指定管理者に任せて観光協会が担っておりますけれども、そちらのほうは緊急事態宣言が発令されたと同時にター滝は閉鎖ということになりました。それでも４月前半には利用される方もいましたけれども、それから解除されるまではずっと閉鎖ということで利用客はいなかったということでありました。

宿泊業のところにも毎週のように電話させていただいたり、全てを網羅することはできませんが、やはり３月、４月はほぼ宿泊業についてはキャンセルだったということ。また民泊、まるごとツーリズムのほうにも連携をさせていただいておりましたが、４月、５月、６月については全てキャンセルではなくて、予約を見送っている部分があるということを聞いていて、それが今年度中での振替ができるのかということの連絡を今待っている状況だというところで、全てをキャンセルになったわけではないというところですが、やはり４、５、６月の収益がないという部分でかなり経済損失を受けているというところがあるようです。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　７番　宮城　貢議員。

○　**７番（宮城　貢）**　では、教育行政のほう、教育長のほうに伺います。

現在、アサギ関係の事業が今年度ということになっています。当初のスケジュールであれば設計関係の業務になっていますが、もう設計関係の選定というか、入札関係についてはどのような取り組みをされているのかお聞きします。

○　**議長（平良嗣男）**　教育課長。

○　**教育課長（宮城　豊）**　お答えいたします。

先ほど教育長が答弁したようにコロナの影響等によりまして、スケジュールが大分遅れてきているような状況にございます。今、議員質問の設計関係ですが、文化庁と調整をして、就任の先生方とも意見交換をして、今週か来週ぐらいには大まかなものが決定いたしますので、７月の上旬あたりに入札が行えればと考えております。９月末までに、当初は田港だけでも完成したいという思いがあったんですけれども、それもできなくなりましたので、９月をめどに基本設計を行って、ちょっと遅れますけれども、年度内の完成を目指していきたいと考えております。

○　議長（平良嗣男）　７番　宮城　貢議員。

○　７番（宮城　貢）　教育長のほうより、先ほど企業版ふるさと納税については、村長部局との調整が行われていると聞いております。ぜひとも、前回、私のほうでこの件についてなぜ教育長かというと、やっぱり子供たちの立場で大宜味村というのを知ってもらい、また対外的な発信もできるような方法がないかと思って、そういうことを話しております。

ＨＳＰについて、実は、最近知りまして、５人に１人はそういうことだということで、本当に全然知らなかったことについて大変あれでした。よくそういう関係の方がそういうのを知って救われたというか、先ほど言っていたように発達障害、うつ病、アスペルガー症候群とは全く違うということで、またＨＳＰとうつ病は違う、ただＨＳＰの人はうつ病になりやすいというか、なぜ教育長にこの件を質問したかというと、学校でのカウンセリングというか相談員ですか、そういう関係の方の配置とか、なんやかんや言って受け取り方、やる側ということでいじめの問題もそこら辺から出てくることも考えられたものですから、今日このような形で質問をしています。カウンセリングのほうは、養護の先生だけになりますか。そういう専門的な、また技術的に持っている方の配置、常勤じゃなくても、そういう関係のものはされているのか、ちょっとお聞きします。

○　議長（平良嗣男）　教育長。

○　教育長（米須邦雄）　ＨＳＰ関係について、やっぱり新しい言葉ということがあって、正式に文科省とか県の教育委員会からの公文的な、ちゃんとしたものではまだ出てきておりません。それで先ほど答弁しました、いろんな障害関係ですね、発達障害とか、そういうのにつきましてはいろんな、養護教諭とか担任とか、あるいは村の教育相談員、そういう方々を含めてみんなで相談しながら見守りをやっているということです。

カウンセリング関係については、これは常勤ではありませんが、北部地区内、何名かしか配置されておりませんので、大体月１回ぐらいは一応来てもらって、そういう人がいないかどうかということの調整は、養護教諭とかあるいは教育相談員とか、そういう形で子供たちを見逃すことなく、学校全体で、また教育相談員とかを含めて見守っているような状況です。以上です。

○　議長（平良嗣男）　以上で７番　宮城　貢議員の質問を終わります。

◇　大　山　美佐子　議員

○　議長（平良嗣男）　次に５番　大山美佐子議員の一般質問を許可します。５番　大山美佐子議員。

○　５番（大山美佐子）　一般質問を行います。

前に一般質問で上げました、大兼久共同店のカーブミラーの設置とてもありがとうございました。本当に、一つずつでも実施できたのをうれしく思っております。一般質問を行います。

側溝蓋の改修について。喜如嘉入り口から七滝へ、側溝蓋コンクリートでありますが、継ぎ目の穴が

大きく足を落とした子供たちが四、五名います。危険を感じています。何年前に設置したのか。

改修蓋の種類は多くあると聞いています。改修する計画はあるのか伺います。

２つ目に、喜如嘉第一バス停設置について。バス停は、子供たちの登下校の場所でもあり、バス会社と調整し、もしバス会社が厳しければ、村としても通学道の待合場所ということで整備する方法を検討し、できるだけ早い時期に対応したいとおっしゃっていましたが、その後、どこまで進んでいるのか、再度伺います。

○　議長（平良嗣男）　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　お答えいたします。

①については、村道台帳によりますと、昭和28年10月に路線認定、昭和57年11月に供用開始が行われ、その当時の写真から推測すると、現在の側溝蓋については、その当時以前のものと思われます。

②の現在のところは、大規模な改修計画は立てておりませんが、やはり危険箇所の点検をして対策を講じていきたいというふうに考えております。

２つ目の質問の①につきまして、喜如嘉第一バス停につきましては、令和元年12月に沖縄県バス協会、バス会社と手続方法や設置について調整を行いました。協会によると、バス停上屋根の設置については１カ所当たり300万円の費用が必要で、優先順位の高い箇所から年間４カ所程度を設置している。要請等も多いことから早期の設置は厳しいとのことでした。今後も協会と調整を続けながら、同時に教育委員会とスクールバスの待合所の変更も含めて検討してまいります。

○　議長（平良嗣男）　５番　大山美佐子議員。

○　５番（大山美佐子）　皆さん、この側溝を御覧ください。この側溝がグレーチングというんですが、これは村がやったと思いますけれども、本当に喜如嘉部落に入っていきますと、この穴が17センチから20センチ、横に7.5センチから10センチあるんです。そんな感じで。それでコロナの緊急事態宣言が解除された後ですか、21日以降ですけれども、子供たちがとても増えて外でよく遊んでいます。車が来たよとよけたときに側溝に落ちたり、落ちそうになって足をすりむいたり、危険な状態が続きました。側溝蓋の穴の大きさに危ないと気づいて、個人の家の前ではありますが、自分たちでコンクリートの穴を小さくしたり、ステンレスか鉄板のようなものを釘か何かで打って張っていたり、またゴム板のようなものを張っている住宅もあります。また子供たちの足よけだといって穴に缶を詰めたりして、個人的にも工夫しているところがあります。もちろんグレーチングというのは途中途中にありますが、村がやったんだと思いますが、また２日間喜如嘉部落を歩きましたら、喜如嘉入り口から七滝の入り口までは700メートルから800メートル、それで２日間かけて歩きましたら、七班というところにまだまだ穴が大きくありました。ここも住宅街とすぐ畑があって、畑に落ちたおばあちゃんがいて、そのときの話を必死になってしていました。この穴をどうにかしてくださいということで。それで私の要望としては、新規工事をしたほうが喜如嘉部落としては明るくなるし、きれいになるのかなと思っています。部分的にでもいいんですけれども、この穴を小さくするために、今、２歳から４歳ぐらいの子供たちがすごく多くなって賑やかな声も聞こえるんですけれども、どの方法でもいいんですが、側溝蓋の改修をする予定はありますか。再度伺います。

○　議長（平良嗣男）　建設環境課長。

○　建設環境課長（新城　寛）　ただいまの御質問ですが、現場のほう、我々何度も確認はしておりま

す。確かに穴がかなり大きく空いているところがあります。その中、全面改修という話で、新規の側溝の事業を即入れられるかというと、なかなか厳しいところがございまして、かなり傷んでいるところも確認しておりますので、今後、予算確保を図りながら、危険箇所についてはどうにか修繕の対応をしていきたいと。余りにもひどいところに関しては蓋を変えていきたいと思っています。かなり以前の蓋ですので、形状的に今の蓋よりかなり穴の大きさが大きいと。今の二次製品の側溝蓋と、その当時の蓋とで10センチぐらい差があるんです。そこをまた詰めていくとかなり空きますので、その辺も図りながら応急処置をしていきたいと。この路線の途中、破損している箇所、大きく破損している箇所については、喜如嘉区より３月に要請書を受けております。そこに関しては我々のほうも依頼をして見積もりを取っているところですが、当初予算に間に合わなかったと。６月の話もありますが、全体的なものもあって、今後、予算を確保しながらやっていきたいと。また各区民のほうにもちょっとお願いしたいことがありまして、かなり傷んでいる箇所、そういうところについては、住宅の解体時とか、そういうときに養生というか、鉄板で補強せず建築物を壊し、さらに側溝も壊れている部分もございます。そこら辺については、住民の方への、持ち主の方に協力してもらって、公共物を大切にしていただきたいということでまた要望していきたいと思っております。先ほどの件については、修繕箇所を確認しながら対応していきます。

○　**議長（平良嗣男）**　５番　大山美佐子議員。

○　**５番（大山美佐子）**　前向きに早目の対応をするということですので、本当に早急に側溝蓋の改修を強く要望し、この質問を終わります。

喜如嘉第一バス停待合所設置について。コロナから久しぶりの登校、梅雨時ではありました。子供たちのスクールバス見送りで、ちょうど雨の時期、子供たちは傘も差さず、バス停は傾斜になり、２つある長椅子が、１つは腐れてだめになり、なお一層みすぼらしくなり、子供たちが１カ所でばらばらに散ってバスを待っているのです。私は強く要望します。もし、村がバス停をつくるのでしたら、屋根があり、せめて多くの子供たちが座れる長椅子があったらよいと思います。一般の方も乗るバス停で、公共のバス停です。でも先ほどからいろいろ調整中ということで、調整中ですから実現することを、待合場所、喜如嘉バス停留所がすごくすばらしく、いい待合場所であることを早急に願い、調整中が実現することを願って質問を終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で５番　大山美佐子議員の質問を終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　休憩します。

（午前１１時１６分）

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時２５分）

◇　大　城　佐　一　議員

○　**議長（平良嗣男）**　次に１番　大城佐一議員の一般質問を許可します。１番　大城佐一議員。

○　**１番（大城佐一）**　通告順について、一般質問を行います。

１番目に塩屋湾の利活用について。①国の重要無形民俗文化財塩屋湾のウンガミが行われる神聖な場

所であるとともに、沖縄百景にも認定されている塩屋湾を生かした観光産業についての計画はあるのか。

②スポーツイベント会場としての計画はあるか。

２番目に結の浜の現状について。①分譲地に住宅も増え、村営住宅、アパートなどを含めると戸数、人口も増え続けていますが、将来的に新行政区の構想はあるか。

３番目に村独自のコロナ支援事業について。①マスコミ報道で各市町村の主な新型コロナウイルスの支援事業が掲載されていましたが、大宜味村は検討中とありましたが、その後、決定したことがあるのか。以上、お伺いいたします。

○　議長（平良嗣男）　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　お答えいたします。

まず１番目、①塩屋湾を生かした観光産業、スポーツイベント会場としての計画については、現時点で明確な計画はございませんが、ビジターセンターを視点とした展開と、世界自然遺産登録へ指向している中で、その他の観光振興事業との連携による今後の塩屋湾の活用計画策定に向けてプロジェクト推進室において、現状、新庁舎整備事業などを優先順位はありますが、取り組むこととしております。

２番目のほうは、現在、結の浜においては90世帯235人の登録がございます。村内の行政区は地域住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携の強化を目的として設けられている区域であると考えております。近年、民間アパート等の建設により規模が拡大しつつある中、塩屋区の結の浜班として、塩屋区長、班長には御苦労をかけておりますが、村として、現在、結の浜を新行政区としての構想はございません。

３番目に、今回の補正予算に計上させていただいておりますが、国の施策の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金により配分額3,737万2,000円に対し、事業費4,019万3,000円、主な事業内容としましては、地域振興券の発行による地域経済回復支援事業、今後の感染予防対策のための接客業へ消毒液の配布、マスクなど衛生用品を購入し、福祉施設や乳児の親や妊婦等への配布などの事業を予定しています。

○　議長（平良嗣男）　１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　塩屋湾については、現時点では何も考えていないということで答弁ありましたが、今後についてはプロジェクト推進室の項目順に上げてやっていくということでありますが、３月議会でもこのビジターセンターと塩屋湾に関する、関連事業に関してということで質問はしたんですが、一番のポイントは、ぜひ、塩屋湾の遊歩道を完成させることによって、この塩屋湾の観光需要が生きてくると思います。そこには何があるのかということを言いますと、３月にもお話したんですが、集客と誘客がありまして、集客はお互い、みんなでできるんですが、誘客というのは、いかにそこに魅力があるのか。この観光をする方がそこに行けば何々がある、何々が食べられるとか、みずから行くようにというのが誘客ですね。誘客事業に関しては重点的にやってもらいたいと思います。塩屋湾にはいろんな事業の可能性もあるわけですけれども、昔は、最近の若い人たちはどう思うか分からないんですけれども、お互いの年齢は、高校を卒業してふるさとを出たら、ふるさとは遠きにあると思うものと本当に思いました。そこが生まれてから目の前にしている塩屋湾、この美しさ、あまり普段からそういうことだから感じないわけですね、本当にね。だがよそから見ると大変すばらしいと、いい環境だということをよく言われております。じゃあ、そこで生まれるのがこの観光事業ですね。この人を呼んでどういうこ

とをするのかということもありますが、そういう計画なども全くないということですが、今度、取り組みがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○　企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地　亮）　お答えします。

このスポーツ観光、塩屋湾を生かした観光事業の明確な計画、報告書等ができているような計画はございません。ただし、これまで村長の政策課題であった塩屋湾の利活用についてということではずっと話し合われてきたものがございます。特に自転車道であったり、遊歩道の整備については、国立公園の保全と利用の観点というところで、環境省や県の自然保護課、観光振興課等の連携も含めて調整をさせていただいているところでございますが、なかなか補助事業等での可能性というのができていない状況があります。また昨年度、観光協会が設立されまして、その中でもサイクルツーリズムという形でこの塩屋湾を活用した、また塩屋湾の周辺にある共同売店であったりとか、例えば屋古のチョウの研究の場所であったりとか、そういったところを活用しながら誘客、集客という形を取り組んでいけたらという話し合いはずっとされていますが、これからプロジェクト推進室の事業の取り組みの中では、今やはり優先順位ということで新庁舎の建設が大きく動いておりますが、他の補助事業等の活用も含めて、次年度からの取り組みをということで検討しているというところでございます。

○　議長（平良嗣男）　１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　今後、今いろいろ課長のほうから答弁あったんですが、庁舎のあれが一番ということでありますが、この塩屋湾だけじゃなくてですね、今回はこの塩屋湾周辺に特化して質問をしているんですけれども、大宜味村には本当に生かされる自然がいっぱいあるわけなんですね。そこを今度は観光の目玉としてあげてほしいんですけれども、今日は塩屋湾に特化したことだけでいいんですが、例えば塩屋湾には、もう皆さんも御存じ、牡蠣の栽培漁業開拓湾としての、牡蠣の碑がありますね。これは前からお願いしているんですけれども、国体。全国高校総体が行われた場所の歌碑の建立もお願いしているんですが、ぜひこれも実現できるようにお願いしたいと思います。なぜこういうことを言うかというと、やっぱりこの観光客の中には皆が皆、同じ目的じゃないわけですね。いろんな趣味が違って、こういった歌碑を巡る観光客とか、また地域の歴史、そういったものを目的にする人。また湾、海を生かしたものを目的としたり、それぞれ違うわけですね。どういう人を誘客に、誘うかということは、そこに行けばこういったものもできるということで、先ほどから話しているんですけれども、特にメインになるものは何かということをお互いで探り当てて、ぜひそれは成功させていけたらなというふうには思っております。

そこで、観光協会との連携も、やっぱり塩屋湾ですから海のイベント、カヌー体験、湾を生かしたカヌーですね、そこを誘致するにも、そこに出入りする一番の面は、気軽にできるような浮桟橋の設定が必要かと思います。そこでこういった浮桟橋を利用してカヌーのイベントをするなり、こっちで仮小屋でも、国体で使った配艇場ですか、そこの跡地がありますので、そこを利用したカヌー関係の簡易な施設でもできれば、お客さんが寄ってくる可能性もありますし、いかに来る人にとって便利で、楽しくできるような施策を考えてほしいと思います。

それからもう１点は、この観光に関して、先ほど述べたんですが、これは６月７日の新聞、これは新報の論壇に、学校で観光教育ということで、これは東京の方が投稿されている文に、なるほどなというふうに、先ほど私が言ったようなことを言っている、考えがあります。ちょっとこの人の文を御紹介し

たいんですが、沖縄県の子供たちは、意外にも沖縄が持つ固有の価値をつかんでいない。本土からの旅行客が何を求め、来県しているのか。どんな時間を楽しみたいと思っているかを、観光客目線で考えることが苦手であると。そこでもう一つは、沖縄の観光の魅力を漠然と知っている程度にとどまり、魅力を価値に変える気づきが育まれていないと、そういった学校での観光教育を小さい頃から、子供たちの育成をやってほしいということで。北海道は、教育委員会が道内の全小中学校に対し観光教育を推進する手引き書を今年の４月に作成、配布を始めたというふうに書かれております。それもだし、しかし、それを支えるのはやはり人である。人を育てるのは教育しかない。今こそ、観光の担い手を学校で育ててほしいということで、これは通告を出して、あとからこの新聞を見たものですから、教育長に通告を出していませんので、教育委員会もこの新聞を見て、学校に小さい頃から大宜味村のよさ、その辺の教育をぜひ学ばせてほしいと思いますが、そこについてどう思いますか。

○　議長（平良嗣男）　企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○　企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地　亮）　お答えします。

学校での観光教育ということでございますが、こちらについては教育委員会のところでも、今後、必要になるかどうかは検討させていただきたいと思いますけれども、これまでの経緯として、それに近い内容のものは、実際、団体さんのほうで取り組まれたものを一緒になって連携させてもらいました。といいますのも、喜如嘉の野鳥観察であったり、屋古のチョウの研究のときに、自然体験活動協議会というのがありますけれども、そちらのほうからの委託というか、業務を、事業をお願いして、団体と一緒になって子供たちが研究しているところで、子供たちに案内をさせるというような、教育的な分野も一緒になって取り組ませていただいたというのがあります。また今後も、村の事業費の中で生物多様性センターの運営協議会の補助金というものがありまして、また観光協会のほうでも一緒に取り組んで勉強しているんですが、そういったものを取り組んでいくものとして、屋古のチョウの研究を世界遺産と連携した形で取り組んでいけないかということを。今、教育委員会、学校教育とはちょっと離れますけれども、学校教育のクラブ活動と連携も図られておりますので、こちらを強化した形で何とかできないかというところを検討しているところです。

○　議長（平良嗣男）　１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　ぜひですね、こういう自然豊かな大宜味村内、ぜひ子供たち、小さい頃から学ばせていく教育ができればいいなと思っておりますので、取り組みをお願いしたいと思います。これで①は終わります。

次、②ですね、スポーツイベント会場としての計画はあるのかということであったんですが、これも計画はないということなんですが、こちらスポーツのイベント、海の競技ですので、今パラリンピック代表のモニカさんが合宿しているわけですが、この合宿の練習を見ると、手作りの、陸から海への渡しが見ていて大変ひやひやするようなこともあります。そこはぜひ、村長、先ほど言った国体の跡地を利用して、そこから浮桟橋の設置をしてもらって。なぜかというと、これはやっぱりモニカ選手だけのあれじゃなくて、今後ですね、モニカ選手はシークヮーサーレディとしても認定しているわけですから、今後、大宜味村のよさ、よさを本人が感慨深く感じているわけですね。帰る前日にちょっとした送別会をやったんですが、本人も沖縄の方言でお礼の言葉を言ったときは本当に涙ぐんで、その感激には、本当にうれしいということでありました。そこをモニカ選手がパラリンピックでメダルを獲得すれば、さらに注目度として上がると思いますので、そこにはまた、施設もああいう不安定なものじゃなくて、障

がい者だけじゃなくて、健常者の海のスポーツにはいろんなものがありますので、そこを利用するには、本当にこれがぜひ必要と私は思いますので、答弁を村長からお願いしたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　副村長。

○　副村長（島袋幸俊）　ありがとうございます。塩屋湾の魅力というのは、全議員、全村民が御承知のことだろうと思っております。これまでこの魅力を十分に生かしていないというのは山々だと思っております。塩屋湾に特化した計画はないんですが、総合計画であるとか、あるいは観光振興計画、そのあたりにもやはり塩屋湾は出てきているかと思います。そこは港湾ということではあるんですが、そこを管理している県の土木部長ともその活用について少し懇談したことがあります。その中で、塩屋湾の大きな魅力として、本土でいう湖ですね。湖的な、沖縄県内では数少ない湖として活用ができる場所とうのは土木部長も話をしておりました。その中でブルーツーリズムであるとか、特にシーカヤックですね、そういうのを活用する事業を一緒にやっていこうではないかという話も受けております。そういう意味で早目に、モニカ選手のこともあるんですが、常設して、そこで観光協会であるとか、そういうところがカヌー体験であるとか。また最近、宮城のほうでは宮城出身の方がサバニでの体験とか、そういうのが展開されてきております。そういう意味でも安全に乗り降りする場所が必要であるというのは身に染みて感じておりますので、そのあたりも管理者である県と一緒になって、何か事業ができないのかというのを模索していきたいと思っております。

○　議長（平良嗣男）　村長。

○　村長（宮城功光）　この件については、塩屋湾の観光事業につきましては、先ほど議員がおっしゃったように遊歩道の設置、これは大きな観光資源となるものだと思っていまして、３年ほど前からずっと国のほうにも要請し、県にも要請してやってきております。なかなか費用対効果とかいろいろ国のほうは言ってくるものですからなかなか難しいんですけれども、これは言い続けてずっとやっていきたいと思っております。

それから今、副村長が話をされたように、カヌーとかあるいはブルーツーリズムで使うような塩屋湾の遊覧船とか、そういうものがすぐに乗り降りできるような仕組みづくりのためには、やはり常設の浮桟橋が必要ではないかと考えてですね。この間、私もボート協会の艇庫のほうを見てきましたら、全国高校総体で使ったフロートが15センチぐらいですかね、これが４枚ほどありました。この浮力もすごい力があるものですから、これを活用してしばらく常設でできるようにしたいなということを、やはり国のほうに要請していきたい。というのは、７月25日、26日、沖縄県の高校総体が、ボート競技がこの塩屋湾であるものですから、それを見込んで、ぜひ村としても常設をしていきたいんだがということで要望していきたいというのと、さっきもあったように瀬立モニカさんが12月から合宿に入るわけですから、ぜひそれに活用できるように。それとさっきも言ったように、今大宜味村の村民の中にブルーツーリズムで事業をしたいという方が出てきています。ボートも既にあるんですけれども、そういうものが活用できるように、ぜひ進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○　議長（平良嗣男）　１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　ぜひですね、この浮桟橋については設置できるようにお願いしたいと思います。もう時間がないので、これもちょっと話しようかと思っていたんですけれども、先ほど村長から遊覧船の話もあったんですけれども、この湾にはまた屋形船の話もいろいろ出てきています。この浮桟橋を取り上げたのも、前からですね、大川売店から段差式の階段がありまして、そこの目の前に会場、ステー

ジをつくって、そこで月夜の満月の日に塩屋小唄の大会でもできないかなというふうに考えていました。そういうこともいろいろありますので、今後これはまた詰めていきたいと思います。これで②を終わりたいと思います。

あと２番の①、この分譲地についての新行政区の構想は全くないという答弁でありましたが、現在、この結の浜には、これは私の計算ですが、アパートが57部屋、団地が20戸で、分譲地が45のうち、実際に定住しているのが16じゃないかというふうに思っております。そこで122戸の計算がありますが、これを、村内を見るとですね、この戸数というのはもう村内でも３番か４番に入るぐらいの戸数なんですね。津波は特別355とあるんですが、これはやんばるの家とか、えすの里があってのことだと思いますので、実際に地域で活動しているのはこの結の浜では３番か４番というふうに私は思っている。それぐらいの戸数がある中で、実際、塩屋区にある人が、実際に入っているのが17戸みたいです。そういった行政区…、なぜかというと、こういった結の浜の班長もおりはするんですけれども、ここの独自の結の浜班ということで決めて、そこの一行政区として独立させた場合には各自の意識が変わってくるんじゃないかというふうに思っております。こちらからは、結の浜にいる方は、もともと塩屋出身の方は塩屋のほうで字費を払ったり活動している方もいますけれども、こういった独自の自治区の感覚を養えば、各自意識が変わってまとまってくるんじゃないかと思っていますので、ぜひこれは今度取り組んでいけたらというふうに思っております。

あともう１点は、この村内の行政区の戸数の減少、人口の減少等ありますので、その統廃合についての構想もあるのかどうか。これ１点だけお聞きしたいと思っています。

○　議長（平良嗣男）　副村長。

○　副村長（島袋幸俊）　今、結の浜の新行政区について、大城議員からいろいろありました。その中にやはりメリットもあると思います。そして行政区の統廃合の話もありました。そういう意味で、この結の浜を一つの行政区にするにはメリットもあるし、デメリットもあると思います。その中でさっき言ったデメリットというのは、大宜味村の3,200名の人口に対して17行政区があります。そのあたりはほかの村と比較してもやはり多いなというのがあります。それが多いというのはデメリットなのかメリットなのかというのも、地域で活動する上では小さくてもいいのかなというのもあるし、数の上では多過ぎるなというのを感じておりますが、それがメリットなのかデメリットなのかというのもわかりません。ひとつとしては、メリットでもあるし、デメリットにもなろうかと思っております。それを含めて統廃合も、本部町あたりでは行政区の統合もしてきたんですが、やはり一つの文化を持っている行政区が散らばっているということもあって、なかなかそのあたりは統廃合というのも厳しいのかなと思っております。そういうのも含めて、検討はまだ本当に、正式に検討はしてきておりません。村民からそういう声もあって、統廃合もあるべきなのか、また新設もあるべきなのかという声もあれば、そのあたりを検討する必要もあるかとは思うんですが、現在のところ、さっき村長が答弁したとおり、現状そのまま、今の状況でやっていきたいというのがあります。正式な検討というのはこれからになろうかと思います。

○　議長（平良嗣男）　１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　今、副村長から統廃合の問題もあって本部の資料を私も持ってきたんですが、時間がないので次回またこれ、機会があるときにこの質問をしたいと思います。統廃合を本部は、平成16年にされておりますので、その辺についてはまた次回、機会があれば、この件についてはやっていき

たいと思います。自治区にしても、これは地方自治法第202条の４において、市町村は市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつ、これを処理するため条例でその区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができるということでありますので、その辺ぜひ検討して、メリット、デメリットなのか、その辺を検討していただきたいと思います。これでこの２番については終わりたいと思います。

３番目のマスコミ報道で、いろいろ地域のことがありまして、補正予算にもありますが、補正予算はこの新型コロナウイルスの感染症対応、地方創生臨時交付金によるもので、マスクとか消毒液とか、こういったものが補正で組まれているんですが、実際、村民に利益、身近に感じてどういった対策があるかというと、私、以前に、もう分かると思うんですが、人材育成基金の剰余金、そこで28年度の３月議会でこの余ったものをこれ回したらどうかということで質問をしたんですが、このときの答弁で、要するに人材育成基金の金額がかなりあって、１年限定という提案もあるが、村当局と話しながら長い期間助成できる形を考えているという答弁をいただいております。私はこの28年度限定でやったらどうかということで、大変いい答弁をいただいておりますので、そこをですね。給食もですね、学校給食法では給食を教育の一環として捉えているわけですから、ぜひそこにやってもらいたいと思いますが、どういう考えなのか、それをちょっとお聞きします。

○　議長（平良嗣男）　総務課長。

○　総務課長（知念和史）　人材育成基金を活用して、給食費の助成というような質問ということでお答えいたしますが、今回のコロナの臨時給付金に関しましては、コロナの影響があった部分に関してのものであります。その間、やっぱり休校が村のほうでもありましたので、その間に関しては給食費のほうは徴収しないということになっていると思います。村として、コロナに関係なく給食費の助成ではありませんが、給食費は賄い材料費を充てるということになっていると思いますので、給食費の助成というのは非常に厳しいところがあると思いますが、賄い材料費の中で村独自の予算を入れて、給食費イコール賄い材料ではなく、給食費プラスの村の予算を入れての賄い材料費で長いこと予算として組んでいるところもありますので、そこは継続しつつ、今回のものに関しては、コロナの影響があった部分に関しての給食費に関連するものだと思っております。以上です。

○　議長（平良嗣男）　１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　これ４月現在、人材育成基金が国債で２億円、定期に1,131万円あるわけですが、これは前から何回も言っているんですが、このお金は貯めるものじゃなくて使うべきものだと何回も言っているんですけれども、そこを、今コロナコロナとしているんですが、私、コロナじゃなくても、この影響で仕事を休まれている方もたくさんいると思いますので、ぜひこの活用をやったらどうかというふうに考えておりますので、もちろん村独自ということでありますので、村独自で、まあ、賄い材料費は何年か前に補助が出てはいるんですが、子供たちに、今推定で計算すると、小学校、中学校の人数で計算すると、私が調べた限りで小学校は154名、中学校が67名、掛ける小学校3,600円、中学校4,200円で、合計で83万5,800円あるわけです。これをトータルに、７月から３月まで、９カ月分を、夏休みは計算しないでした場合には752万2,000円ですかね、それぐらいあるわけです。これは1,100万円ぐらいあるんだから、その辺をどう考えたらいいのか。あと１点は、全額が無理であれば、小学生は1,000円だけ徴収して2,600円を補助すると。中学生は1,500円徴収で2,700円を補助するということであれば大体９カ月トータルで523万1,000円ぐらいの金額になるわけですから、その辺はこの人材育成基金の目

的外ということも何度も答弁はあったんですが、これも給食も先ほど言ったとおり、学校給食法の中での、給食も教育の一環ということでありますので、そこを捉えてですね、ぜひ補助できるようにお願いしたいと思いますが、答弁お願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　総務課長。

○　**総務課長（知念和史）**　今の質問は全て人材育成基金の剰余金の活用ということでのお話だと思ってお答えします。

人材育成基金は、現在この、議員からもあったように２億円の果実を運用してやっておりますので、その人材育成の果実部分を国債の10年定期の0.8の利率を基にやっております。それをこのまま行くと、この果実自体が次の切り換えのときにはない状態になるおそれもありますので、短期的な使途ではなくて、今の、この事業がある程度継続できるように、そこら辺長期的な面も見ながら、実際この運用果実がなくなった場合でも事業継続できるものも検討しながら、人材育成基金というのは活用されていくべきだと思いますので、そこら辺、御理解願いたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　１番　大城佐一議員。

○　**１番（大城佐一）**　もう時間も大体迫っていますので、ぜひですね、これは人材育成基金だけの問題だけじゃなくて、コロナウイルスに対する村独自の支援というか、これから使ったらどうかということでありますので、ぜひですね、こういった基金も利用して、あとは財産形成基金も設置目的に経済、社会の事情の変動により財政が不足した場合の財政調整で充てるということがありますので、そういったものを活用して、村民がコロナで出した不利益を得た分に対して、子供たちに助成できるようにお願いして終わりたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で１番　大城佐一議員の質問を終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　休憩します。

（午後　０時０３分）

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時３０分）

◇　宮　城　良　治　議員

○　**議長（平良嗣男）**　次に２番　宮城良治議員の一般質問を許可します。２番　宮城良治議員。

○　**２番（宮城良治）**　質問事項１、新型コロナウイルス対策の取り組みは。①新型コロナウイルス、第２波、第３波が訪れると言われていますが、もし村内で感染疑いの患者が出たときの対応やガイドラインはできているのか伺います。

②各市町村の主な新型コロナウイルスの支援事業の一覧で、大宜味村は検討中となっておりましたが、現在の進捗状況はどうなっているのか伺います。この②に関しては、先ほど佐一議員からの質問にあったのでこれは大丈夫です。

③新型コロナウイルス感染に伴う本村主催のイベント、行事等の中止、または延期状況について、６月７日までのものについては村ホームページで確認できますが、今後の予定について伺います。

質問事項２、世界自然遺産登録に向けて。①今後、世界自然遺産登録となれば、自然観察だけでなく、

今以上に民泊や長寿の里でのお年寄りとの交流などで集落にも多くの観光客が訪れることが予想されております。また、塩屋湾の観光利用なども考えられます。そのためにも生活雑排水の垂れ流しや赤土流出によっての公共用水域の水質汚染の改善にも積極的に取り組むことはできないか伺います。

○　議長（平良嗣男）　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　お答えいたします。

１番目の①についてでございます。新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、感染症対策に係る事務分掌及び感染拡大対応タイムラインを協議し、確認をしております。

②については、先ほどもあったように、お答えは同じような状況でありますので割愛したいと思います。

③につきましては、県のイベント等、実施ガイドラインを参考に開催の可否を判断していきたいと思っております。

質問２番目の公共下水道の事業化が進まない背景には、村の地形、地積に大きく影響されており、これまでは合併浄化槽設置の推進に取り組み、村全体で人口比ではありますが、約39％の合併浄化槽の普及率となっております。なお、現時点の事業としては、合併浄化槽の普及活動に取り組んでいきたいと考えております。また、赤土流出対策については、沖縄県と連携し、沖縄県赤土等流出防止条例に基づき開発行為等に対し、赤土等の流出がないが、違法事業行為がないかパトロール等を行い、北部保健所と連携を密に監視を行ってまいります。

一方、農業事業者による赤土対策については、大宜味村赤土等流出防止対策協議会で事業を行い、適正な農地管理を行えるよう、様々な手段で対応を行い、積極的に取り組んでいるところであります。

○　議長（平良嗣男）　２番　宮城良治議員。

○　２番（宮城良治）　新型コロナウイルス対策については、先ほどから３名の議員が質問しているので、１点だけ確認したいんですけれども、③今後のイベント等についてですけれども、７月にキャンドルナイトが予定されていると思いますが、それは今のところどういう判断をしていますか。

○　議長（平良嗣男）　企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○　企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地　亮）　お答えします。

ダム祭りとキャンドルナイトにつきましては、最終決定ということで実行委員会の決定はまだしておりませんが、方向性として今年度は中止ということで今進めさせていただいております。

またもう一つありますが、８月の夏祭りがあります。こちらのほうにつきましても報告させていただきますが、中止ということで判断をさせていただいております。ただ中止ではなくて、今年度は大変大きなイベントになる予定で、第40回ということでのイベントでございましたが、今年度中止ということになりますと、40回の記念ができないということで、来年度への順延ということで、順延のための中止。来年度にまた40回記念ということで、実施を盛大にさせていただきたいというところでございます。以上です。

○　議長（平良嗣男）　２番　宮城良治議員。

○　２番（宮城良治）　ありがとうございました。

では、次に世界自然遺産登録に関してですが、先ほど答弁がありましたけれども、沖縄汚水再生ちゅら水プラン2016というのがありまして、この中に、構想の趣旨というのがありまして、観光立県を目指

す本県にとって、快適な生活環境の維持、向上と公共用水域の水質保全を図る汚水処理施設の整備は都市部、農山漁村部を問わず、今後も県全域において重要ですというのがあります。それで、都道府県別汚水処理人口普及率で、平成30年度の数字ですが、全国平均が91.4％、沖縄県が全国の28番目の86.1％となっております。今後、令和７年の末までには95.4％、令和17年の末までに100％にするという目標にしています。大宜味村はといいますと、この平成30年度の段階で37.7％、先ほど答弁があったんですけれども、39％というのは、昨年度新たに結の浜にアパートができたということで、下水道処理人口が増えたことで多分二、三％は上がっているんだろうと思います。それで昨年度の合併浄化槽の設置数とかがもし分かれば聞きたいんですけれども、お願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　建設環境課長。

○　**建設環境課長（新城　寛）**　すみませんちょっと浄化槽の個数とかというのが今資料として手元にないものですから、後で個数的には報告したいと思っております。ただ、先ほどのちゅら水プランの調査の報告の人口比で行われております。そこら辺を考えると、なかなか正確な数字がつかめないというのが現状でありますので、御理解いただきたいと思っております。すみません、分かり次第、すぐ報告しますのでよろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　２番　宮城良治議員。

○　**２番（宮城良治）**　それでは浄化槽設置整備事業補助金交付という事業があると思いますけれども、その事業で何件ぐらいの設置をしたかというのは分かりますか。

○　**議長（平良嗣男）**　建設環境課長。

○　**建設環境課長（新城　寛）**　先ほどまさしく、補助事業での設置数は確認をしております。先ほども言ったように手元に資料が見当たらないものですから、そこについても申し訳ないのですが。あと個人で入れたものについては、工事届け等を確認するわけですけれども、この件については平成13年４月から浄化槽法が改正されて、４月からは全てのものについては単独浄化槽がなくなっております。合併浄化槽への切り換えというふうになっておりますので、補助事業を使った場合の個数、ある程度把握できはしますけれども、工事届け等が出されていない場合、そこら辺に関してはなかなか把握することができず、今後においてのアンケート調査とか何らかの形でちょっと把握する必要はあるかと思っております。

○　**議長（平良嗣男）**　２番　宮城良治議員。

○　**２番（宮城良治）**　今、すみません、単独浄化槽の話がちょっと出たので聞きますけれども、単独浄化槽、合併浄化槽に比べて、公共用水域でのインパクトが合併浄化槽に比べて８倍悪いというのがあるんですけれども、そういう周知をして単独浄化槽から合併浄化槽に早目に切り換えるようにという周知はしていますか。

○　**議長（平良嗣男）**　建設環境課長。

○　**建設環境課長（新城　寛）**　そこら辺の周知については、まだ若干弱いかなとは思っております。実際に単独浄化槽から合併浄化槽への移行については、かなりの金額がかかります。３人槽から５人槽、また５人槽から７人槽、大きさによって100万円単位の金がかかるものですから、なかなか個人の合併浄化槽に持っていくのが非常に厳しいのかなと思いながら、やはり新築とか改築とか、そういうところにおいては今後は単独槽でできないものですから、そこについては全てが合併浄化槽での対応になると。我々もあと少し村民に対してのＰＲ不足かなと思っているところです。

○　**議長（平良嗣男）**　２番　宮城良治議員。

○　**２番（宮城良治）**　先ほど資料も渡したんですけれども、世界自然遺産地域ですね、北は知床から屋久島まであると思うんですけれども、そこと世界自然遺産地域とですね、地域の普及率と我々沖縄県のやんばる三村と竹富町を比べますと、かなり低いように感じます。しかし、竹富町は既に農業集落排水事業も行っており、今後は沖縄汚水再生ちゅら水プランの構想の中で、市町村設置型の浄化槽を導入しております。令和７年度末には普及率を100％目指しているということです。現在、村は合併浄化槽の普及率がベストと考えているようですが、大宜味村は令和７年度末までに61.1％、令和17年度末までに100％の普及率を目指しているが、今の状況とかで本当に大丈夫ですか。

○　**議長（平良嗣男）**　建設環境課長。

○　**建設環境課長（新城　寛）**　今の状況では非常に厳しい部分があると感じています。実際に村長からもあったように、地域17字かなり広い、高低差もあってそれを一つに結ぶということは非常に困難だと思っているところと、現在、下水道事業においては結の浜地区を限定で行っているところですが、そこの年間維持費等がかなりかかっていると。そこら辺も考えると、先ほど言った合併浄化槽ではありますが、合併浄化槽においても個人の財産、そこをどう調整しながらやっていくかということをもう少し検討課題を上げながら、住民にどういうふうにお話をし、説得をし、合併浄化槽に持っていくかということを再度検討し直したいと考えております。

○　**議長（平良嗣男）**　２番　宮城良治議員。

○　**２番（宮城良治）**　３月議会で大城邦彦議員からもあったと思うんですけれども、農業集落排水とか、ほかのことも考えたほうがいいんじゃないかとあったんですけれども、本来、合併浄化槽は分散地域にやるやり方ですよね。例えばですけれども、喜如嘉、謝名城、田嘉里、あと塩屋湾地域、そういう辺りで農業集落排水事業というのが入れられないのかなと思って、ちょっといろいろ調べたんですけれども、やっぱり接続の問題でそこに、個人負担が結構かかるというのがあって、今の村の財政状況、過疎地域でありお年寄りも多い地域ですので、住民負担を考えるとなかなかこの普及率を上げるのは現時点では本当に厳しいのかなとは感じております。しかし、この問題、世界自然遺産登録を目指す我々三村の共通課題として、国、県のほうに強く働きかけて、解決に向けて取り組むことはできないのか伺います。

○　**議長（平良嗣男）**　建設環境課長。

○　**建設環境課長（新城　寛）**　議員も農業集落排水事業、農排の事業も確認したかと思っております。実際に結の浜地区でやっているのが、うちのほうでは膜方式でやっておりますけれども、先ほど話ししたように、一般会計からの持ち出しが年間3,000万円以上、そうなるとかなりの事業コストがかかっていると。農業集落排水においても各地域でそういうところを造ったとしてもかなりの金額がかかるでしょうと。そこで村としては合併浄化槽の推進を図っているわけですが、今後この個人で、今実際上は合併浄化槽においても個人での管理になっております。そこら辺でほかの方法がないのか、その辺を模索しながら、先進地の状況も確認しながら、何らかのいい方法を。ただ、今はっきり言えない部分がございまして、なかなか進まないのが現状ではありますが、次世代を考えながらこの問題、生活排水をどうするかというのが一番問題だと思いますので、そこら辺の処理をどういうふうにやっていくのかを検討していきたいと思っているところです。

○　**議長（平良嗣男）**　２番　宮城良治議員。

○　２番（宮城良治）　合併浄化槽のほうでそのまま取り組んでいくしか今のところはないのかなという話でしたけれども、合併浄化槽を補助で入れた場合でも３年間は村にちゃんと維持管理をしているかとか、法定検査をしているかという報告が必要になるかと思いますけれども、それ以後、４年目からの報告義務はないですよね。その辺は保健所管轄になるわけですよね。考えるとやっぱり、本当に90％の除去率が維持できているかというのはわからない状況ではありますよね。その辺ちょっと、いろいろ工夫するというか、もう少しいい方向に向けて取り組んでいけたらいいのかなと思いますので、三村共同で、この件に関しては今後も取り組んでいってほしいと思います。以上です。

○　議長（平良嗣男）　以上で２番　宮城良治議員の質問を終わります。

◇　安　里　重　和　議員

○　議長（平良嗣男）　次に９番　安里重和議員の一般質問を許可します。９番　安里重和議員。

○　９番（安里重和）　皆様お疲れさまです。それでは一般質問を行います。

まず質問事項１、新庁舎建設基本構想について。次の件について伺います。①新庁舎計画の進捗状況は。②駐車場規模の概算120台以上必要なのか。

２、旧喜如嘉小学校跡地利用について。旧喜如嘉小学校跡地利用について今回で５回目の質問です。令和２年３月定例会で私の質問、公募はいつ頃かに対して、村長の答弁は、今年度中の開始を目指し取り組んでいるとの答弁でした。公募開始予定の令和元年度は過ぎ去りました。次の件について伺います。①公募開始をできなかった理由は。②公募予定開始はいつ頃予定しているのかについて伺います。

３つ目、村道田嘉里線について。平成30年６月16日の異常気象により村道田嘉里線が路肩から崩落し、土砂災害が起こり約２年が経過しました。何度か担当の建設環境課と現場立ち会いの下で確認してきました。また村道の安全対策や維持管理などについても何度か質問してきましたが、毎回のようにその場しのぎの答弁のようでした。村道田嘉里線復旧工事は今年度予算も計上して採択された。次の点について問う。①令和元年９月定例会での答弁で、道路に異常があった場合、規模によるが直ちに応急措置の対応を行うとの答弁。いつになったら復旧工事を行うのか。

②令和元年６月定例議会にて、災害が起こった場合、抜け道のない村道田嘉里線を安全、安心、安住な村づくりとして、新たに田嘉里線整備事業について伺ったが、費用対効果や予算の確保が大変厳しいとか、関係機関に要望しながら進めていくとの答弁であった。関係機関へ要望したことがあるのかを伺いたい。

○　議長（平良嗣男）　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　１番の件について答弁申し上げます。

本事業は、村の重点事業として進めているところで、昨年度10月に策定されました。基本構想を基に庁内での検討委員会及び作業部会で意見を集約し、現庁舎での運営から考えられる課題等を抽出し、その内容を踏まえ、基本計画及び基本設計、測量調査に着手しております。今年度の主な作業としては、仮庁舎への移転を来年５月をめどにした調整を進めております。

②については、役場周辺の駐車状況ですが、議事堂の周囲に26台、本庁舎前及び側面34台、庁舎裏側40台の計100台が常時駐車されています。そのほか河川沿いや路肩など、交通安全上好ましくないところにも駐車があり、議会開催時や村民を含めた会議等がある場合は100台を超える駐車スペースを確保

できない状況となっております。本村においては、公共交通機関が脆弱であることから、車両による移動が主流であると認識しており、その観点からも地域住民が気軽に利用できること、来客者も安全に利用できること、また日頃業務を行う職員の駐車スペースの確保は必要不可欠だと捉えており、新庁舎建設基本計画構想では不足分で20台程度必要とし、120台以上の駐車スペースを確保することとしています。

質問の２番目につきましては、令和元年度内での公募ができるようにと準備を進めていたところでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための自粛報道の影響により、企業活動も自粛を余儀なくされたことにより、企業を誘致するというのは情勢に即さないと判断をしたものです。また、今後の公募予定につきましても新型コロナウイルスの第２波、第３波の懸念もある中、今年度の公募の実施の是非についても調整中で、公募時期については未定となっております。

３番目の質問に対しては、まず、現在カラーコーン等での対応を行っておりますが、６月後半をめどに修繕してまいります。

②には、村道事業のヒアリング等において、沖縄県土木建設部道路管理課市町村道路班との調整でお話を出しておりますが、近々における事業採択は、交通量や事業費及び優先順位から厳しいものと考えております。

○　議長（平良嗣男）　９番　安里重和議員。

○　９番（安里重和）　今、村長の答弁で職員の駐車場を確保すると。近隣の町村役場は供用しているところはほとんどないですよ。まず、国頭村は各自で民間の土地を借用しています。今帰仁村も庁舎外です。名護市も庁舎外です。金武町も庁舎外です。本部町も各自で庁舎外に借りています。那覇市もそうです。実際、庁舎内に職員の駐車場があるというところはほとんどないかと思います。噂ですけれども、うるま市が庁舎内に職員の車を止めて非常に問題になったと。無料で駐車しているのかと、そういう話なんですよ。私は、余りにもこの駐車場が大き過ぎるのではないかと。ビジターセンターは何台ですか、108台ですよね。ほとんど毎日空っぽの状態じゃないですか。今現時点で、近隣の市町村と比較したことがありますか。検討したことがありますか、その構想について。ちょっとお伺いしたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○　企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地　亮）　お答えします。

本計画は構想時点から、ほかの市町村の状況、現場視察も行いながらどういうべきであるかということも検討させていただいております。例えば行ったのは八重瀬町であったり、また担当のほうで、私たち担当課のほうにおいては十数件ですか、現場も行きながら、また近隣の状況も、先ほど議員のほうから言われた契約しているところとかの状況とかも把握をしている状況です。

○　議長（平良嗣男）　９番　安里重和議員。

○　９番（安里重和）　ちょっとはっきりとした、聞こえなかったんですけれども、今私がですね、例として挙げます。国頭村ですね、令和２年５月末現在4,637名、駐車場の計画が来客用52台、公用車用38台、90台の計画です。今帰仁村、令和２年３月末現在9,305人、公用車は多分地下駐車場になるかと思います。来庁者用として51台として検討しております。私、今帰仁村の平面図のパターンを１から３まで見たんですけれども、59台で検討されております。その中で大宜味村、令和２年４月末現在3,058名、120台。この駐車場の計算式、必要駐車場台数を算出、計算したことがあるのかということですね、

大宜味村は。その計算をやったことがありますか。

○　**議長（平良嗣男）**　企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○　**企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地　亮）**　お答えします。

計算式というのが、すみません、私のほうで把握できていないんですが、現状の役場庁舎の周辺の駐車台数と、駐車スペースのほうからも採用させていただいているもので、考えといたしましてはお答えしておりますけれども、もう少しありますが、まず必要駐車台数としては公用車が30台、来庁者等で49台、議会開催時の専用駐車場という形で確保させてもらうのが10台、またあと会議がその都度その都度ありますので、大きな会議では30名以上の会議があったりします。そういったものでも必要になる駐車場が含まれておりますし、その他含めて、今83台が必要だというところで通常であります。この中には職員のものは全く入っておりませんが、通常今の運用でいくと、駐車場スペースの中には職員のものが含まれていて、それ以外のもの、会議等も含めて120台以上のスペースが必要ではないかということでの検討でさせていただいているものです。

○　**議長（平良嗣男）**　９番　安里重和議員。

○　**９番（安里重和）**　ちょっとはっきり聞こえないんですけれども、がーがーしてですね、声のほうが。実際１日当たり、大宜味村は何名当たりの来庁者がいますか。私としては、今この駐車場確保は来庁者用じゃなくて職員用じゃないのかと思っているんですよ。私は職員用として見るなら、それなりの駐車料金をちゃんと取ってほしいです、有料として。とりあえず私、例として挙げますけれども、大宜味村の１日当たりの必要台数ですね。実際、私計算してきたんですけれども、まずちょっと１日当たりの来庁者を多めに100人とみました。来庁者数ですね、100名でした。自家用車両の割合77.6％、これはアンケートの結果です。平均同乗者数1.31、これは道路交通センサスからです。それで計算しますと、大宜味村当たり100人掛ける77.6割る1.31は１日60台。それで必要駐車台数、１日の来庁台数60台掛ける集中率30％掛ける0.5時間＝９台なんですよ。これはあくまでも参考として言っていますけれども、９台では絶対間に合わないということはわかっています。たとえ今120台というのを80台で留めることができたら、必要な敷地面積はどれだけ変わりますか。1,200㎡違いますよ。１台当たり30㎡で計算されていますから、それを80台とした場合には1,200㎡を削ることができます。そういうことを検討しますか。

○　**議長（平良嗣男）**　企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○　**企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地　亮）**　お答えします。

この計算式、今いただいたものについては、検討は私のほうではしておりませんでした。ただ、この必要面積、必要台数についてはですね、１日当たりどのぐらいが必要かという、大体同じような想定をまず最初にさせていただいて、私たちのほうでは105名という形で出させていただいております。すみませんが、先ほどの数値、式についてはちょっと把握はできていないので、ひかえさせてもらいますが、確かに議員のおっしゃるように必要台数を60台ということでして、1,200㎡減るということは、かなり大きいのかなというのは今思いました。また、この計画については、基本構想の中で120台以上必要としているというところでございますが、その中で、現在の駐車台数がまず現状を把握しての台数を出させていただいているもので。今後、今進んでいる基本設計の中でどれぐらいの規模が本当に必要なのかということを調整しているところでございます。この敷地内では収まらないというのは、ある程度予測はされながら、今後この周辺、整備も含めてどこに駐車ができるのかというのも検討しながら、基本設

計の中で提案いただくことになっているというところです。

○　**議長（平良嗣男）**　９番　安里重和議員。

○　**９番（安里重和）**　何か、ちょっと話が自分としても違ってきたのかなと思っていますが、私たち大宜味村は、実際庁舎積立基金も何も準備していないですよね。国頭村みたいに積立金があるならまだ少しは譲る部分があります。120台の確保と80台の確保と1,200㎡、どれぐらいの費用の差がありますか。何千万円出ますか。その支払いは村民の税金ですよね。現時点、実際村民１人当たりどれだけ借金があるのか。それを計算したことがありますか。何十年かかりますか、この金を払うには。ビジターセンターを造り、こども園を造り、小学校、中学校を造り、全て借金だらけですよ。次の世代の人たちは事業が何もできない状態になりますよ、この借金を支払うために。少しでも経済成長をうたっているならそういうところを削る必要もあるんじゃないですか。職員の駐車場は旧大宜味幼稚園、旧大宜味小学校が空いているじゃないですか。そこに十分止められるんじゃないですか。私ですね、このお話をある村民から言われたときに、私さんざん怒られましたよ。だってみんな職員が止めているんだろうと。このアンケートにもあなた方読んでいますよね、皆さん。読んでいないというのはおかしな話ですから、課長たち、全部検討委員ですから、何と書かれていますか、ここに。ちょっと抜粋して読みますけれども、駐車場に対してのアンケートの意見ですね。「駐車場が狭い、止めにくい」「職員の車が止めてあるから」もう一つ、「駐車場は職員の車が多く、来所時に困ることが多い」「駐車場が少な過ぎ、職員の駐車場を別にできないのか」、皆さん読んでいるかと思いますよ。そういうことを聞いて何も気づかないんですか。今日だってそうですよね、今議会もです。まだ堂々と職員の車あります、その中にも。そういうとき狭くなるのは分かっているはずです、職員は。それを今、それを放置しています。そういう状態で考えた場合、これから大宜味村はとんでもなく寂しくなるのかなと私思っています。村長どうでしょうか。駐車場80台という限定で検討しませんか。1,200㎡ぐらい縮まりますよ、面積が。

○　**議長（平良嗣男）**　総務課長。

○　**総務課長（知念和史）**　では、120台のほうは構想時点での、構想の中に入ってきているところでありますので、自分のところからお答えいたしますが、基本構想のほうで120台以上必要ということで、その後、プロジェクト推進室のほうで計画が進んでいるものですから、今議員御指摘のように、職員の駐車場につきましては、整備した以外のところで幼稚園なり体育館周辺のほうで検討するということで、実際に80台以内で、今整備するところが実際に職員以外のもので可能であるかどうかというのは、この場ですぐお答えすることができませんので、職員以外のもので整備を行い、周辺のほうで職員のものを考えていくというものでの検討をしてまいりたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　９番　安里重和議員。

○　**９番（安里重和）**　その点はよろしくお願いします。もっと言いたかったんですが、ちょっと私も予定が狂ってしまったものですから、次の点に行きたいと思います。

喜如嘉小学校の跡地利用の件ですけれども、先ほどコロナの影響と言いましたけれども、コロナの影響というのは４月７日に総理が発令して、４月の８日からですよ。その間というのは私たちには余り影響なかったんじゃないかと思いますけれども、３月いっぱいはですね。これはコロナの影響で遅れたということは私はちょっと言えないかと思っています。どうでしょうか。

○　**議長（平良嗣男）**　企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○　**企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地　亮）**　お答えします。

新型コロナウイルスの影響ということでお答えさせて、村長のほうから答弁がありましたけれども、こちらはですね、やはりコロナウイルスの影響が２月から村内のほうでも話がありました。また、この状況については、この喜如嘉小学校跡地の利用を今後考えたいという事業者のほうからも問い合わせがあるなどで、今どういう状況ですかという話もさせていただいたんですが、その中で、やはりコロナウイルスの話をしながら、こちらのほうも説明をさせていただきながら、そのときから雇用の問題とか、企業においては雇い止めとか、そういったものが今後起きてくるだろうという話もしながらでありましたので、私たちとしてもそういう状況では企業の十分な事業展開が見込めないのではないかと判断をさせていただいたものです。

○　議長（平良嗣男）　９番　安里重和議員。

○　９番（安里重和）　今、２月からコロナの影響という話がありましたけれども、じゃあ３月定例議会でそういう答弁をしますか、今年度中にやると。それならその時点で、そういう答弁はなかったと思います、実際ですね。何か毎回毎回、私先ほど言いましたけれども、何かちょっと筋が抜けているのかなと。私たちですね、やっぱり…、私たちというより私は喜如嘉小学校の卒業生ですから、皆さんとの思いが違うんですよ。課長自体、喜如嘉小学校には実際行っていませんよね、通っていませんよね。子供たちは通ったかと思いますが、やはり卒業生はずっと心配しているんですよ。私が今一番怖いのは、実際何か裏に隠れているものがあるんじゃないかなと。そのために公募を延ばしているのではないかと、私はちょっと心配しています。その点どうですか、何か後ろで動いているものがありますか。

○　議長（平良嗣男）　企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○　企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地　亮）　お答えします。

最初の質問のほうでの２月から影響があったんじゃないかということで、ちょっと答弁が曖昧になっているかもしれませんが、３月の議会のほうでは今年度中ということでお答えさせていただきました。その時点では、大変見通しが甘かったのかもしれませんが、やはりコロナウイルスの影響がここまでになるという、緊急事態までという想定はできていませんでした。ただし、この議会後、コロナウイルスの影響でビジターセンターの運用とかですね、ほかの観光業とか、県外、世界的な情勢等も情報が入ってくる中で、その時点では今年度中の公募というのは即さないだろうという判断をして、今要綱等もある程度確認はできていた中ではありますが、やはり今は見送るべきだろうということで各事業所問い合わせのあった事業所のほうにも連絡させていただいて、延期をさせていただいたというところです。また、先ほど指摘のあった裏で何かあるのではないか、大きなものが動いているのではないかということが指摘ありましたけれども、一切ございません。

○　議長（平良嗣男）　９番　安里重和議員。

○　９番（安里重和）　今、一切ございませんとはっきり言い切りましたから、私はそれ以上は言いません。ただ、小学校の卒業生の私たちの気持ちも少しは分かってください、地域のことも。それだけはお願いしたいと思います。

じゃあ、村道田嘉里線について。課長より一言お願いします。はっきりと６月いっぱいで絶対にやりますと。よろしくお願いします。

○　議長（平良嗣男）　建設環境課長。

○　建設環境課長（新城　寛）　災害が起こって大分時がたっております。早目に対応する予定で予算も上げようかと思っていたんですが、なかなか前に進んではおりませんが、６月後半には発注したい。

修繕に取りかかります。よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で９番　安里重和議員の質問を終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　休憩します。

（午後　２時２０分）

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時２５分）

◇　大　城　邦　彦　議員

○　**議長（平良嗣男）**　次に６番　大城邦彦議員の一般質問を許可します。６番　大城邦彦議員。

○　**６番（大城邦彦）**　一問一答方式で最後になりますが、通告書のとおりですね、根路銘区旧国道河口付近のガードレールの取り替え及び台風時の越波対策についてということで質問をさせていただきます。

平成24年９月に発生しました台風17号は、満潮と重なり根路銘川の河口を遡上した大波が護岸を超え、低地民家へ床下浸水の被害を与え、さらに旧国道に大木等のゴミが山積する被害が起こった。

近年根路銘河口付近は、台風や強風時の高潮により、打ち寄せる波が護岸を超えることが多くなっている。区民から被害を懸念する訴えがあり、越波対策を要望されております。

また、越波などによりガードレール（ビーム）が著しく錆びて縁が尖っている状態で、子供が触れるとけがをするなどの危険な状態で、さらに支柱が揺らぎ錆でちぎれたものもあり、ガードレールとしての役割を果たしていない状況にあります。

令和元年10月８日付で、根路銘区長より改善の要請書が村長へ提出されていると思うが、要請書に対して何らかの回答もされていないとのことであり、台風シーズンを前に住民が安心・安全に暮らすためにも、ガードレールの改修及び越波対策として何らかの改善策を行う必要があると思うが所見を伺いたいと思います。

まず、①越波対策について改善策の計画はどのようになっていますか。

②ガードレールの改修について計画はどのようになっていますか。村長、お願いしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　お答えいたします。

①につきましては、現在、越波対策の計画はありませんが、平成24年の災害で越波した河口向き左岸側の一部は、橋梁事業時に立木補償関係で地主との調整の中、コンクリートブロックを積み上げ越波を防いでいる状況です。

ガードレールにつきましては、交通安全対策特別交付金で処理計画を行っておりました。しかし、議員御指摘の越波について、検討を行う予定で計画の練り直しを図りたいと考えております。

○　**議長（平良嗣男）**　６番　大城邦彦議員。

○　**６番（大城邦彦）**　前向きによろしくお願いしたいと思います。

まず、この越波対策とガードレールが写真も私、今回提供していますが、かなりの錆で、本当にこん

なに錆をしているガードレールは大宜味村中探してもないんじゃないかというぐらいひどい錆の状態であります。本当に子供たちがけがをするんじゃないかということで、隣近所のお年寄りも非常に心配している状況でありますが、まず一つの提案として、考えているかもしれませんが、実際に安全対策を越波対策とガードレールの対策を兼ねてできる方法が、予算が少ない中でできる方法としてトンブロックを並べればガードレールもできる、越波対策もある程度防げると。もう一つは、トン袋ですね、土のうみたいなもの、土のうに砂を詰めて並べることによってガードレールの代わりと越波対策を一度にできるんじゃないかなという、少ない予算で可能じゃないかなと。予算を見積もって、実際にできるまでの間、そういう前向きな方法は安全、安心のためにも検討できないか。課長、建設環境課長どうでしょうか。

○　議長（平良嗣男）　建設環境課長。

○　建設環境課長（新城　寛）　提案ありがとうございます。我々もトンブロックの話もいろいろ出ています。ただ、ちょっと波で、大きな波が来てトンブロックが動かないかなとか、そこら辺も考えながらやっていきたいと思っております。現場のほうも要請があったときから確認はしておりました。今年度、交通安全対策事業でガードレールのみをやろうかなとは思っていたんですが、越波のほうもという話の中でやりますと、ガードレールだけでは今の望みどおりのものはできないのかなと思っておりますので、工法を変えてやっていきたいなと思っているところです。さらに国道側の橋梁のところの、裏のほう、裏止めがちょっと、向こうも越波するということで現場で確認はしております。実際に自分が建設環境課に来てから、平成28年ですか、それ以降においての台風とか、そういうときには大きく、平成24年のようながれきが上がったというのは、なかなか状況的に見ておりません。対岸というか、越波した道路付近から反対側、山手側に水が溜まって床下浸水をしたということを確認はしております。先ほど提案いただいたトンブロックとか、できれば次の予算がつくまで、工法を考えるまでの間、何とかやれないかというのを検討していきたいと思っております。この間、現場を簡単に概算で見積もったところ、やはり500万円から1,000万円以上かかるんじゃないかなと思っておりますので、こちらのほうでもう一度検討をして、いい方向で整備できればいいかなと考えておりますので、御理解ください。

○　議長（平良嗣男）　６番　大城邦彦議員。

○　６番（大城邦彦）　平成24年の台風といえば、根路銘の山、土砂崩れ、大宜味村内の床上浸水、大保とかですね、もう何十年に１回、我々消防に入って40年近くなっても、ああいう水害もなかったんですが、やっぱり今、去る八重山のほうでも50年に一度の大雨ということで、いつ起こるか分からないという現状もありますので、区民が安心して生活が送れるように、ちょっとした配慮でできるようなものは一応はやっておいて、本格的な工事は誠意を見せてもらって、そこに村長の、またそういう顔にもつながりますので、村長中心になって、その辺も指示して、簡単にできる方法でもいいからやっておいてもらって、安心できるような、住民が生活を送れるような形をとっていただきたいなと。平成24年は本当に大きな、今でも大潮の満潮になると、北風が来ると波がどんどん上がるんですよね。下の家は床上浸水までして本当に怖い状況だったということで、しょっちゅう会うたびに言うものですから、今回取り上げたんですが、できるだけ各区長から、せめて地元から要請がある場合には何らかの、こういう形でどうですかと、相談を受けながらできるような、ちょっとした配慮をしていただいて、どういうのがすぐできるのかということで、今回、議会に上げなくても済むようなぐらいに、本当はやっていただければよかったんじゃないかなと思いますが、大きな土のうを置いたり、その辺ひとつ前向きに、台風が

本格的に来る前にひとつやっていただきたいなと思いますので、村長ひとつ、その辺指示をいただいてやっていただくようよろしくお願いします。これで質問を終わりたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　どうもありがとうございます。この間、課長とも調整して、できるだけコンクリートの擁壁を立ち上げるか…。実は、前田食堂の後ろのほう、ちょっと大雨で崩れて、またやり替えしたんですけれども、ああいうふうな感じでしたら予算かからないのかなと思ったりするんですけれども、その辺を早目に、今、予算をかけてするというとなかなか時間がかかりますから、今提案のあったトンブロック、村内に今使っていないトンブロックが何カ所かあるみたいですから、そういうのを活用してできるかどうか、ちょっと調整して。台風前には何とか対策を取りたいなと。

このガードレールについても本当に危険という状況であれば、引き抜いてですね、早目にこのトンブロックで対応するようにしていきたいなというふうに考えております。ひとつよろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で６番　大城邦彦議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○　**議長（平良嗣男）**　以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午後　２時３５分）

令和２年第３回大宜味村議会定例会会議録

（第３号）令和２年６月16日

１．開議、散会の日時

開　　議（令和２年６月16日　午前10時00分）

散　　会（令和２年６月16日　午前10時28分）

２．出席議員（10名）

１番議員	大　城　佐　一	６番議員	大　城　邦　彦
２番議員	宮　城　良　治	７番議員	宮　城　　貢
３番議員	仲井間　宗　利	８番議員	吉　浜　　覚
４番議員	友　寄　景　善	９番議員	安　里　重　和
５番議員	大　山　美佐子	10番議員	平　良　嗣　男

３．欠席議員（０名）

な　　し

４．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	宮　城　功　光	教育長	米　須　邦　雄
副村長	島　袋　幸　俊	教育課長	宮　城　　豊
総務課長	知　念　和　史	農業委員会事務局長	花　田　義　徳
財務課長	真喜志　　亮	監査事務局長	大　嶺　　実
住民福祉課長	佐久川　紀　亮	選挙管理委員会書記長	知　念　和　史
企画観光課長兼プロジェクト推進室長	福　地　　亮		
産業振興課長	花　田　義　徳		
建設環境課長	新　城　　寛		
会計課長	宮　城　　敦		

５．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	大　嶺　　実	主任	前　田　　望

６．議事日程（第３号）

日程番号	事件番号	件　　名	摘　要
1	承　認 第　1　号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）	質　疑 付託省略
2	承　認 第　2　号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	質　疑 付託省略
3	承　認 第　3　号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例の一部を改正する条例）	質　疑 付託省略
4	承　認 第　4　号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例）	質　疑 付託省略
5	承　認 第　5　号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第１号））	質　疑 付託省略
6	承　認 第　6　号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第１号））	質　疑 付託省略
7	議　案 第２８号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	質　疑 委員会付託
8	議　案 第２９号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	質　疑 委員会付託
9	議　案 第３０号	大宜味村法定外公共物管理条例	質　疑 委員会付託
10	議　案 第３１号	令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第２号）	質　疑 委員会付託
11	議　案 第３２号	令和２年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）	質　疑 委員会付託
12	議　案 第３３号	専決事項の指定について（令和元年９月11日）の一部変更	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

○　議長（平良嗣男）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議案第３０号の訂正について

○　議長（平良嗣男）　初めに、議案第30号　大宜味村法定外公共物管理条例の提案理由について、村長から訂正の申し出がありました。

訂正内容は、お配りした別紙の議案第30号のとおりでありますので報告します。

◎承認第１号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○　議長（平良嗣男）　日程第１　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　これは地方税法の一部改正による村税条例の改正ということでありますが、言葉のあやといいますか、表現についてお聞きしたいんですが、これを見ると、現行が寡婦ですね、婦人の「婦」、寡夫「夫」、これを「寡婦」はそのままで、「寡夫」は「ひとり親」に変えているんですが、その辺の根拠があればお聞きしたいです。

あと、ほかにページをめくるといろいろ言葉が、従来は、何というか、表現に柔軟性があるというか、そういったものがあったんですが、今回の改正により、より限定的に、厳格になっているような気がするんですが、例えば「よって」というところを「より」とかですね、確実にこうですよというものの捉え方が感じるんですが、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　財務課長。

○　財務課長（真喜志　亮）　佐一議員の御質疑にお答えします。

まず、「寡婦（寡夫）」の改正についてですが、婦人の婦の「寡婦」については、二通りありまして、条件がですね、離婚または死別の方で、離婚の場合は扶養する子がいないと寡婦の条件には当たりません。ただし、死別の場合は扶養する子がいなくても寡婦に該当してきます。夫の「寡夫」については、離婚、かつ扶養する子がいる場合のみしか該当しません。ただ、今回の改正の目的としては、これまでシングルマザーと言われる婚姻歴もなく子がいる場合に対しては、寡婦の該当には当たりませんでした。その辺の公平性の観点から、そういったシングルマザーの方々も寡婦の対象にするために、寡夫とシングルマザーをひとくくりにまとめる意味で「ひとり親」という言葉を使った形の改正となっております。

あと２点目の質疑ですが、「によって」とか「により」については、上位法の改正に基づいて、こちらとしてもやっているんですが、ただどこの部分のことなのかがちょっと……、恐らく固定資産の部分だと思うんですが、ここは所有者不明の土地をもっと厳格にですね、厳格というか、相続者とか使用者に課税できるように持っていくための改正となっているので、その辺でより具体的な文言の改正になっているのではないかということです。

○　議長（平良嗣男）　１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　今、課長のほうから答えを出して、私もこれはひとり親というのは、そこを聞きたかったんですね。今のシングルマザーも該当するかということで、そこを聞きたかったわけですが、今答弁があったので、その辺はもう納得しております。

もう１点は、寡婦（寡夫）ですよね。婦人、夫、同じ文言だから、これ何で一つに、「ひとり親」にできなかったのかという点もあるし、あとは結婚はしていないんだけど、同棲というか、籍には入れなくて、１人はどこか、１人は再婚ということで暮らしている場合は、そのときはどうなるのか。その辺をまたお聞きしたいと思います。要件としては、寡婦（寡夫）とは民法上で婚姻関係にある方を言っているわけですよね、そこで離婚したり、死別して、その後も再婚もしないで独り身でいることを寡婦（寡夫）ということで言われているんですけれどもね。そこで離婚して、死別もしたんですが、再婚して同棲していた場合にはどういう捉え方をするのか、どっちか一方ですね。

○　議長（平良嗣男）　財務課長。

○　財務課長（真喜志　亮）　やはり内縁の妻、夫なりがいる場合には、そこは寡婦（寡夫）には該当しないということです。

○　議長（平良嗣男）　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　これで質疑を終わります。

承認第１号については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　議長（平良嗣男）　起立全員です。

したがって承認第１号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　議長（平良嗣男）　起立全員です。

したがって承認第１号については、承認することに決定しました。

◎承認第２号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○　議長（平良嗣男）　日程第２　承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第２号については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって承認第２号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって承認第２号については、承認することに決定しました。

◎承認第３号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○　**議長（平良嗣男）**　日程第３　承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第３号については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって承認第３号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって承認第３号については、承認することに決定しました。

◎承認第４号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○　**議長（平良嗣男）**　日程第４　承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第４号については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって承認第４号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって承認第４号については、承認することに決定しました。

◎承認第５号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○　**議長（平良嗣男）**　日程第５　承認第５号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第１号））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第５号については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって承認第５号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第５号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第１号））を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって承認第５号については、承認することに決定しました。

◎承認第６号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○　**議長（平良嗣男）**　日程第６　承認第６号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第１号））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第６号については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって承認第６号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第６号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第１号））を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって承認第６号については、承認することに決定しました。

◎議案第２８号の質疑、委員会付託

○　**議長（平良嗣男）**　日程第７　議案第28号　大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第２９号の質疑、委員会付託

○　**議長（平良嗣男）**　日程第８　議案第29号　大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第３０号の質疑、委員会付託

○　**議長（平良嗣男）**　日程第９　議案第30号　大宜味村法定外公共物管理条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第３１号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○　**議長（平良嗣男）**　日程第10　議案第31号　令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第31号については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第３２号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○　**議長（平良嗣男）**　日程第11　議案第32号　令和２年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第32号については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○　**議長（平良嗣男）**　お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第２項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議案第３３号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○　**議長（平良嗣男）**　日程第12　全員発議により提出されました議案第33号　専決事項の指定について（令和元年９月11日）の一部変更を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。６番　大城邦彦議員。

（６番　大城邦彦議員　登壇）

○　**６番（大城邦彦）**　議案第33号　専決事項の指定について（令和元年９月11日）の一部変更

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和２年６月16日

大宜味村議会議長　平良嗣男　殿

提出者　大城邦彦　宮城　貢　仲井間宗利　宮城良治　大城佐一　友寄景善　大山美佐子　吉浜　覚

賛成者　安里重和

提案理由　村長の専決処分事項の専決委任（法180条第１項）の指定基準について、一部の文言を訂正する必要があるため、この案を提出する。

専決事項の指定について（令和元年９月11日）の一部変更

専決事項の指定について（令和元年９月11日）の一部を次のように変更する。

本則中「全国私有物件災害共済会」を「全国町村会総合賠償保険」に、「損害共済委託契約額」を「保険金」に変更する。

附則、この議案は、議決の日から適用する。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第33号については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第33号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第33号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号　専決事項の指定について（令和元年９月11日）の一部変更を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○　**議長（平良嗣男）**　休憩します。

（午前１０時２３分）

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時２７分）

◎諸般の報告

○　**議長（平良嗣男）**　これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に安里重和議員、副委員長に大城佐一議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○　**議長（平良嗣男）**　以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前１０時２８分）

令和２年第３回大宜味村議会定例会会議録

（第４号）令和２年６月17日

１．開議、閉会の日時

開　　議（令和２年６月17日　午後１時30分）

閉　　会（令和２年６月17日　午後２時04分）

２．出席議員（10名）

１番議員	大　城　佐　一	６番議員	大　城　邦　彦
２番議員	宮　城　良　治	７番議員	宮　城　　貢
３番議員	仲井間　宗　利	８番議員	吉　浜　　覚
４番議員	友　寄　景　善	９番議員	安　里　重　和
５番議員	大　山　美佐子	10番議員	平　良　嗣　男

３．欠席議員（０名）

な　　し

４．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な　　し

５．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事　務　局　長　　大　嶺　　実　　主　　任　　前　田　　望

６．議事日程（第４号）

日程番号	事件番号	件　　名	摘　要
1	議　　案 第２８号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議　　案 第２９号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議　　案 第３０号	大宜味村法定外公共物管理条例	委員長報告 質疑～表決
4	議　　案 第３１号	令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第２号）	委員長報告 質疑～表決
5	議　　案 第３２号	令和２年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）	委員長報告 質疑～表決
6	陳　　情 第　５　号	種苗法の改正に関する意見書提出についての陳情書	委員長報告 質疑～表決
7	意　見　案 第　２　号	種苗法の改正に関する意見書	提案説明 付託省略
8	意　見　案 第　３　号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

○　議長（平良嗣男）　こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

（午後　１時３０分）

◎議案第２８号及び議案第２９号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○　議長（平良嗣男）　日程第１　議案第28号　大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び日程第２　議案第29号　大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の２件について一括して議題とします。

一括して総務常任委員会委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 ８５号

令和２年６月17日

大宜味村議会議長　平良　嗣男　殿

総務常任委員会

委員長　安　里　重　和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第28号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第29号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

（安里重和総務常任委員会委員長　登壇）

○　総務常任委員会委員長（安里重和）　ただいま議題となりました議案第28号及び議案第29号までの２件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び住民福祉課長の出席を求め、６月16日午後１時30分から審査予定を２時間45分繰り上げて午前10時45分から審査を行いました。

はじめに、議案第28号　大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の免除を行うにあたり、附則に次の１項を加えております。（新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例）14　令和２年２月１日から同年３月31日までの間に納期限が到来する令和元年度分及

び令和２年度分の保険税の減免の申請で新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項の新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対する第23条の３第２項の適用については、同項中「納期限前７日」とあるのは「令和３年３月31日」とすることを改めた内容になっており、附則としてこの条例は公布の日から施行とすることとなっております。

次に議案第29号　大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について、感染症対策の財政支援を実施することに伴い、第２条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。（８）広域連合条例附則第５条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付とすることを改めた内容になっており、附則としてこの条例は公布の日から施行することとなっております。

議案第28号及び議案第29号については、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○　議長（平良嗣男）　以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第28号　大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第28号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号　大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　議長（平良嗣男）　起立全員です。

したがって議案第28号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第29号　大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号　大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第29号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第３０号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○　**議長（平良嗣男）**　日程第３　議案第30号　大宜味村法定外公共物管理条例を議題とします。

経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大　議　第　８６号

令和２年６月17日

大宜味村議会議長　平良　嗣男　殿

経済建設常任委員会

委員長　宮　城　　貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第30号	大宜味村法定外公共物管理条例	原案可決 全会一致

（宮城　貢経済建設常任委員会委員長　登壇）

○　**経済建設常任委員会委員長（宮城　貢）**　ただいま議題となりました議案第30号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び建設環境課長の出席を求め、６月16日午後２時30分から審査予定を３時間30分繰り上げて午前11時から行いました。

議案第30号　大宜味村法定外公共物管理条例について、説明いたします。国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第５条第１項第５号の規定に基づき、譲り受けた法定外公共物の管理が必要なために整備を行う条例となっております。

全体の条例の構成と致しまして16条から構成されており、本村が所有する法定外公共物の管理及び使用に関して必要事項を定め、生活環境の保全を図り、公共の福祉増進に寄与することを目的としております。

１条から16条中、３条には行為禁止、４条には行為の許可、５条には使用等の許可期間などを定めており、７条における使用料金等の徴収等については、別表による使用料金を定めております。

附則として、この条例は、公布の日から施行することとなっており、経過措置として、この条例を施行する際、第４条の行為の許可申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われ

るまでの間は、当該申請を行った者は、第４条の許可を受けたものとみなすこととなっております。

質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第30号　大宜味村法定外公共物管理条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第30号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号　大宜味村法定外公共物管理条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第30号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第３１号及び議案第３２号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○　**議長（平良嗣男）**　日程第４　議案第31号　令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第２号）及び日程第５　議案第32号　令和２年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）の２件について一括して議題とします。

一括して予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大　議　第　８８号

令和２年６月17日

大宜味村議会議長　平良　嗣男　殿

予算審査特別委員会

委員長　安　里　重　和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第31号	令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第２号）	原案可決 全会一致

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第32号	令和２年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）	原案可決 全会一致

（安里重和予算審査特別委員会委員長　登壇）

○　**予算審査特別委員会委員長（安里重和）**　ただいま議題となりました議案第31号及び議案第32号までの２件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、６月16日午後３時30分からの審査予定を２時間繰り上げて午後１時30分から審査を行いました。

議案第31号　令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第２号）の主な内容は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業及び小学校費、中学校費の情報機器整備による補正で、71,274千円の増額補正であります。

次に、議案第32号　令和２年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）の主な内容は、大宜味村簡易水道事業経営戦略策定業務による補正で、5,500千円の増額補正であります。

議案第31号及び議案第32号の２件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第31号　令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第２号）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第31号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号　令和２年度大宜味村一般会計補正予算（第２号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第32号　令和２年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第32号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号　令和２年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　議長（平良嗣男）　起立全員です。

したがって議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第５号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○　議長（平良嗣男）　日程第６　陳情第５号　種苗法の改正に関する意見書提出についての陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大　議　第　８７号
令和２年６月17日

大宜味村議会議長　平良　嗣男　殿

経済建設常任委員会
委員長　宮　城　　貢

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記

受理番号	受　理年月日	件　　名	審査の結　果	委員会の意見	措　　置
5	令和２年５月26日	種苗法の改正に関する意見書提出についての陳情書	採　択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置

（宮城　貢経済建設常任委員会委員長　登壇）

○　経済建設常任委員会委員長（宮城　貢）　ただいま議題となりました陳情第５号について、６月16日午後２時30分から審査予定を３時間30分繰り上げて午前11時から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第５号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するため地方自治法第99条の規定により意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○　議長（平良嗣男）　以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第５号　種苗法の改正に関する意見書提出についての陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第５号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第５号　種苗法の改正に関する意見書提出についての陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって陳情第５号は、採択とすることに決定しました。

◎意見案第２号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○　**議長（平良嗣男）**　日程第７　全員発議により提出されました意見案第２号　種苗法の改正に関する意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。４番　友寄景善議員。

（４番　友寄景善議員　登壇）

○　**４番（友寄景善）**　意見案第２号　種苗法の改正に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

令和２年６月17日

大宜味村議会議長　平良嗣男　殿

提出者　友寄景善　大山美佐子　宮城　貢　大城邦彦　吉浜　覚　仲井間宗利　宮城良治　大城佐一

賛成者　安里重和

提案理由　食は人間の生活の根幹であり、また共有の権利でもある。育成者権のみを優遇し、農業者の権利と消費者の選ぶ権利、誰もが持つ生きる権利を制限することがあってはならない。国においては、地域農業活性化という基本に立ち返り、種苗法改正の慎重な審議を行うよう強く要望するため。

種苗法の改正に関する意見書

今国会で見送られた種苗法の改正、政府の種苗法改正案によると、登録品種について育成者権者が出願時に利用条件を付した場合は、利用条件に反した行為を育成者権者が制限できるとしている。また、農家の自家増殖にも育成者権の効力が及び、登録品種を農業者が増殖する場合、育成者権者の許諾が必要となるとしている。

このことは、これまで認められてきた農家の自家増殖の権利を著しく制限するとともに、自家増殖のための許諾の手続きや費用、新たな種子の購入等の負担が発生することになり、小規模農家の経営の圧迫につながりかねない。また、作付のたびに新たに種子を購入しなければならず、これまでも高齢化や零細経営に苦しめられてきた個人農家はさらなる負担が予想される。これにより、耕作放棄地の増加とともに農業競争力強化支援法が推進する農業への民間参入がより一層進み、地元農業に支えられた地域活性化とは真逆の道を進むことになる。種子法廃止に続く種苗法改正で、地域の農業を支えてきた優秀で安価に提供される品種が減り、大手種苗会社とグローバルアグリビジネスによる品種が席巻するならば、種の多様性、環境の保全、地域の食生活・食文化の衰退、ひいては地域社会そのものと持続可能な

経済社会の確立にとって大きなマイナス要因ともなりかねない。

食は人間の生活の根幹であり、また共有の権利でもある。育成者権のみを優遇し、農業者の権利と消費者の選ぶ権利、誰もが持つ生きる権利を制限することがあってはならない。優良品種の海外流出防止であるならば、現行法で刑事告訴するなり、海外での育種登録・商標登録をすれば済むことであると、複数の識者が指摘しているところである。国においては、地域農業活性化という基本に立ち返り、種苗法改正の慎重な審議を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和２年６月17日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第２号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって意見案第２号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第２号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第２号　種苗法の改正に関する意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって意見案第２号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第３号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○　**議長（平良嗣男）**　日程第８　全員発議により提出されました意見案第３号　新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。２番　宮城良治議員。

（２番　宮城良治議員　登壇）

○　**２番（宮城良治）**　意見案第３号　新たな過疎対策法の制定に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

令和２年６月17日

大宜味村議会議長　平良嗣男　殿

提出者　宮城良治　仲井間宗利　大城佐一　友寄景善　大山美佐子　大城邦彦　宮城　貢　吉浜　覚

賛成者　安里重和

提案理由　過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであるため。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和２年６月17日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第３号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって意見案第３号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略し

ます。

これから意見案第３号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第３号　新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって意見案第３号は、原案のとおり可決されました。

○　**議長（平良嗣男）**　お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○　**議長（平良嗣男）**　これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和２年第３回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午後　２時０４分）

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員